

米軍基地関係特別委員会記録
＜第2号＞

平成26年第3回沖縄県議会（6月定例会）

平成26年7月11日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成26年7月11日 金曜日
開 会 午前10時6分
散 会 午後5時5分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 陳情平成24年第128号、同第129号の2、同第136号、同第168号、同第169号、同第171号の2、同第172号、同第173号、同第204号、陳情平成25年第20号、同第24号、同第25号の2、同第26号、同第27号、同第58号、同第62号、同第70号、同第75号、同第76号、同第77号の2、同第78号、同第80号、同第81号、同第110号、同第124号、同第127号、同第128号、同第144号、同第150号、同第151号、陳情第4号、第13号、第16号、第20号、第21号、第22号、第34号、第35号、第45号、第48号及び第59号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（3月以降の米軍関係の事件・事故について）
- 3 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長 新 垣 清 涼 君
副 委 員 長 又 吉 清 義 君
委 員 仲 田 弘 毅 君

委員	具志孝助君
委員	仲宗根悟君
委員	新里米吉君
委員	玉城義和君
委員	吉田勝廣君
委員	嘉陽宗儀君
委員	呉屋宏君
委員	比嘉京子さん

委員外議員 なし

欠席委員

中川京貴君

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
基地防災統括監	親川達男君
基地対策課長	運天修君
地域安全政策課長	池田克紀君
企画部参事	下地正之君
環境部環境企画統括監	大浜浩志君
保健医療部保健衛生統括監	国吉秀樹君
農林水産部農漁村基盤統括監	増村光広君
土木建築部土木整備統括監	末吉幸満君
土木建築部海岸防災課副参事	松田了君
警察本部刑事部長	大城盛重君
警察本部交通部長	當山達也君

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

陳情平成24年第128号外40件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る3月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部環境企画統括監、保健医療部保健衛生統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、陳情平成24年第128号外40件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は0件。陳情は、継続が36件、新規が5件、合計41件となっております。

まず、継続審査となっております陳情36件につきましては、経過に伴う状況について追加し、下線に表示しておりますが、基本的な処理概要に変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の76ページをお開きください。

陳情第34号F15イーグル戦闘機の風防ガラス落下事故に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1から3までにつきまして、去る3月4日に発生したF15戦闘機からの風防落下事故を受けて、県は、米軍及び日米両政府に対して、原因究明と再発防止がなされるまで同機種 of 飛行停止、事故原因の徹底的な究明と公表及び再発防止や、なお一層の安全管理の徹底を強く求めました。

米軍は、3月4日から嘉手納基地に所属する全てのF15戦闘機の飛行を一時的に停止する措置をとっていましたが、3月10日から飛行が再開されております。

航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねないことから、県としては、事故原因の速やかな公表や、安全管理の徹底に万全を期すよう、強く求めているところです。

また、嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施され

ており、一時的な軽減が見られるものの、外来機のたび重なる飛来があるなど、目に見える形での負担軽減が十分あらわれているとは言えないと考えていることから、引き続き沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協などと連携しながら、航空機騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、説明資料の78ページをごらんください。

陳情第35号欠陥機オスプレイの嘉手納基地への飛来禁止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1及び2につきまして、3月2日に発生した事故について米軍から、1機のMV22Bオスプレイが通常訓練中に、全ての適切な安全手続に従って、予防措置として嘉手納飛行場に着陸したこと、また、乗組員の傷害及び航空機への損害はなかったことの説明がありました。

オスプレイについては、県民の不安が一向に払拭されておらず、県としては、配備計画の見直しや配置分散の実施等を求めているところ、このような事故が発生したことは遺憾であります。

原因の究明と公表、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底について万全を期すことを米軍に対して働きかけるよう、沖縄防衛局に対して求めています。

次に、説明資料の80ページをお開きください。

陳情第45号続発する米軍機による部品落下事故に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1から4までにつきまして、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

県は、米軍に対し、ことしに入って米軍機からの部品落下が相次いでいる中、このような事故が起きたことは、米軍の安全管理体制に疑念を抱かざるを得ず、遺憾である旨を伝えるとともに、具体的な事故原因、落下場所の説明、再発防止と安全管理の徹底及び早期通報を強く求めました。

今後とも、軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保を求めるとともに、住宅地上空の飛行回避や航空機騒音規制措置の厳格な運用について、米軍及び日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、説明資料の82ページをお開きください。

陳情第48号オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行に抗議し、オスプレイを含む米軍機等の中城村上空への飛行禁止と普天間飛行場の閉鎖・撤去

を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1につきまして、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。

県としては、軍転協などと連携を図りながら、航空機のさらなる安全確保を求めるとともに、住宅地上空の飛行回避や航空機騒音規制措置の厳格な運用について、米軍及び日米両政府に対して求めてまいります。

陳情項目2につきまして、これまでの経緯等から、普天間飛行場の即時閉鎖・無条件返還が実現するとは考えがたく、一日も早い危険性除去のため、5年以内運用停止を求めたところであります。

安倍総理は、この課題に全力で取り組むことを表明され、平成26年2月18日、政府において、官房長官、関係閣僚、県知事、宜野湾市長を構成員とする普天間飛行場負担軽減推進会議が設置されたところであります。

5年以内運用停止の実現のため、同会議及び作業部会において、あらゆる方策を追求するよう、強く求めています。

次に、説明資料の84ページをお開きください。

陳情第59号ヘリパッドの運用停止等を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1、3、4につきましては、陳情平成24年第173号の項目2の(3)に同じであります。

陳情項目2につきましては、陳情第16号の項目1に同じであります。

以上、知事公室の所管に係る陳情41件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大浜浩志環境企画統括監。

○大浜浩志環境企画統括監 環境部関連の陳情につきまして御説明いたします。

環境部関連の陳情は、新規0件、継続17件となっております。

継続17件中、処理概要に変更のある3件について御説明いたします。

お手元の資料44ページをごらんください。

陳情平成25年第78号につきましては、奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会において具体的な候補地が選定されたことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、54ページをごらんください。

陳情平成25年第127号につきましても、先ほどの陳情平成25年第78号と同じく、候補地が選定されたことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、72ページをごらんください。

陳情平成26年第21号につきましては、沖縄防衛局及び沖縄市が実施した沖縄市サッカー場全面調査の結果が公表されたことなどから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

以上、環境部に係る陳情処理概要について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、保健医療部保健衛生統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

国吉秀樹保健衛生統括監。

○国吉秀樹保健衛生統括監 保健医療部関連の陳情は、継続の陳情平成24年第129号の2及び陳情平成25年第25号の2の2件となっており、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 保健医療部保健衛生統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

末吉幸満土木整備統括監。

○末吉幸満土木整備統括監 土木建築部関連の陳情は、継続10件となっておりますが、継続の陳情について、処理概要の変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願ひいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

増村光広農漁村基盤統括監。

○増村光広農漁村基盤統括監 農林水産部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

農林水産部所管の陳情は、継続8件となっておりますが、継続の陳情について、処理概要の変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願ひいたします。

○新垣清涼委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 3ページ、陳情平成24年第129号の2、沖縄市のドラム缶から枯れ葉剤が出た問題について。これは枯れ葉剤になるという分析結果も報告されていますが、県としてはどういう対応をしてきましたか。

○大浜浩志環境企画統括監 少し経緯から説明させていただきたいと思えます。昨年、平成25年6月13日に沖縄市のサッカー場の芝を人工芝へ変える作業中にドラム缶が発見されたということでございます。これにつきましては、県、沖縄防衛局、沖縄市の3者で調整を行いまして、その土地が沖縄市所有の土地ということもありましたので沖縄市と、それから駐留軍用地跡地ということで沖縄防衛局がサッカー場内の調査を実施するというところでございます。県は、周辺環境への影響を調査するという役割分担のもとこれまで調査を進めてきております。昨年6月に発見されたドラム缶は22本でございまして、それにつき

ましては7月末までに3機関で実施した調査結果は公表されております。その後、発掘した箇所において、応援スタンドの下にもドラム缶があるということで確認されておりましたので、全面的な調査を行うということになりました。その全面的な調査につきましては、平成25年の10月29日から始めております。その調査ではサッカー場の応援スタンドを撤去し、そこの上にありますアスファルトも除去した後にこの調査を行っております。その中で、およそ10メートル四方の範囲で61本のドラム缶が確認されまして、6月に確認されたものと合わせますと83本のドラム缶が出てきました。これにつきまして沖縄防衛局、沖縄市のほうでドラム缶付着物の調査、ドラム缶底面の土壌調査、それから発掘した際にたまり水が発見されておりましたので、その水の調査につきましても実施をして、その結果が7月7日に公表されたという経緯になっております。

○嘉陽宗儀委員 この問題はかなり前から議論されているのですが、米軍は枯れ葉剤を沖縄に持ち込んだことはないということしか言わない。政府も同じです。ところが沖縄に従軍していた米兵は枯れ葉剤が原因と思われるような、白血病ですか、それについて米本国で裁判を行って勝っています。枯れ葉剤による感染ということで。今回、改めて枯れ葉剤の成分が発見されて枯れ葉剤の持ち込みはほぼ間違いないのではないと言われるような事態になっているのですが、問題は県が積極的にこういうものを排除していくという立場に立たなければ解決しないと思います。今はアメリカが持ち込んでいないと言うので、持ち込んでいるとは思わないという答弁を繰り返してきたのですが、今回の処理方針もそうっております。このことはあのような事態になってもこれからも変わらないのですか。

○又吉進知事公室長 今、委員の御質疑の中で持ち込んだのは間違いないとおっしゃいましたが、今はそのような状況にはないと考えております。ただ、これまで何度も申し上げておりますが、仮に万が一枯れ葉剤というものが沖縄県で見つかった場合、これは県民の健康に与える影響は重大であろうという認識を県は持っております。そのために政府への要請、さらに防衛省、沖縄市、県も関与いたしまして合同で情報を交換し、調査をしたわけでございます。現時点で、先ほど委員がおっしゃったような間違いないというような証拠は得られておりませんし、また米側の退役軍人者等の情報等もありますけれども、沖縄に枯れ葉剤が持ち込まれたという明白な証拠というものは出てきていないというのが現状でございます。しかしながら、この委員会で何度も御指摘のように、聞き取り調査をするべきではないかなどいろいろ御指摘をいただきました。

今はまだ聞き取り調査に至っておりませんが、例えば米国のそういった情報ソース、あるいはインターネット上の公表情報などを探して、悪いほうの情報はないかということは県も努力をしておりますけれども、今のところある意味では幸運なことだとは思いますが、そういう県民の健康に甚大な被害を与えるような状態というものは発生していないというのが現状でございます。

○嘉陽宗儀委員 私が非常に気にしているのは、陳情処理方針73ページ、陳情第21号の中でも県独自にこの問題の真相究明をするという姿勢が全く見受けられない。あくまで米軍はそう発表しています。政府もやろうとは言っておりません。ですから、県もやりませんみたいなことになっているので、それでいいのですかと。県が一步踏み込んで米軍に強く要求をして、ベトナム侵略戦争のときの枯れ葉剤が沖縄に保管されていることは明白なので、それについて県としてきちんと精査する、米軍に改めて申し入れをします。これは発見されて分析して出てきた成分でも枯れ葉剤にほぼ間違いないと言われていても県は米軍がないと言っているのではないと思えますという態度に終わるつもりなのですか。

○又吉進知事公室長 今の御質疑は間違いないということと、米軍に対して県が何もしていないということでございますけれども、当然ながら基地問題全般の県の姿勢と申しますのは、そこで起きている県民に健康被害を与えかねない事態につきましては、これはしっかり政府の責任で解消すべきであるということは何度も何度も申し上げているわけです。しかしながら、県も手をこまねいて見ているわけではございませんで、環境部を中心に防衛省が予算をとり、かつまた沖縄市が予算をとりといった形で進められた調査につきましては、県も十分その中にコミットいたしまして、そこが適正なのかどうかということをきちんと確認するということをしております。したがって、県が拱手傍観をしているというようなことはございません。

○嘉陽宗儀委員 今の知事公室長の説明を聞いて、傍観をしているわけではないという説明ですので、ぜひ傍観をしていない具体的な取り組みの中身を説明してもらえますか。

○大浜浩志環境企画統括監 前後しますが、今回の調査結果でございますが、沖縄防衛局、それから沖縄市とも同じような調査をしております。今回は物質

のデータの出方はほとんど一緒でございます。ただ、評価について若干違いはありますけれども、まだ沖縄市の結果につきましても可能性があるという専門家の私案的なところになっております。それから、沖縄防衛局につきましても専門家の監修を受けてやっておりますけれども、そういう証拠となるものは見当たらないという状況になっておりますので、今後はこの3者でその辺のところを検討して明らかにするといいますか、そこのところをまとめていきたいと考えております。まだ今の時点で枯れ葉剤があったという断定はできないと考えております。

○嘉陽宗儀委員 傍観者ではないと言うので非常に喜んでいますが、ダイオキシンの専門家もつけて特別チームで県として沖縄防衛局、米軍、沖縄市とも連携をしてきちんと真相究明をするということをやらないと、向こう任せの話ではないですか、今の話では。県独自では何をしているのですか。

○大浜浩志環境企画統括監 先ほども申しましたとおり、役割分担をして県は周辺環境の影響を把握するというので、周辺の地下水、公共水域の状況を調査して一般環境への把握はしっかりしていきますということでやっております。そのデータは3者でずっと検討しておりますし、調査につきましても3者で協力して我々のほうが土壌汚染対策法、ダイオキシンの法律も所管しておりますので、そこのところで必要な助言をしている状況で3者で連携をしながら進めております。また、データにつきましても公表という形で要望しております。それにつきましては、沖縄防衛局、沖縄市においてもホームページ上で結果が全部見られるような形になっております。そういった形では我々も中に入って助言をしながら進めている状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 沖縄市の市長は今回の結果発表に基づいて、周囲からはこれは沖縄市が米軍にも沖縄防衛局にもきちんとするようにと申し入れるべきだという声がある中で、やらないと言っていました。市長がかわった途端にすぐ変わったみたいですが、やはり県として県民の生命・安全、特にダイオキシンというものはベトナムなどでも皆殺し作戦で使われた大変な薬物ですので、そういう心配をみんな持っています。傍観しているわけではないのでしたらそれなりに見えるように取り組んでください。

○大浜浩志環境企画統括監 調査は引き続き全面的な、今表層から2メートル近くのドラム缶をとっていますが、深度のものもあるのではないかとということ

で今度は深場の調査も始まります。こういったものも我々3者できちんと協議をしながら進めていきたいと思えます。

○嘉陽宗儀委員 では、頑張ってください。

次に、76ページ、陳情第34号。部品落下は繰り返されていますよね。その処理概要の下から6行目、「一時的な軽減が見られるものの、外来機のたび重なる飛来があるなど、目に見える形での負担軽減が十分あらわれているとは言えない」とありますが、少しでも軽減になっているものがあるのですか。

○又吉進知事公室長 いわゆる県外、国外の訓練が行われることがあります。これは米軍サイドのロードマップに基づいた日米合意に基づくものですが、嘉手納町と連携してそのデータを見ますと、確かに嘉手納飛行場の所属機が出ていった後は一定の騒音の飛行回数の減でありますとか、騒音の減というものは確かに見られます。しかし、ここに書いてあるように、これが一時的であるということはやはり問題であるということをお県から申し上げているわけでございます。

○嘉陽宗儀委員 私は沖縄市の字古謝というところに住んでおりますが、従来は飛行経路と全く関係なかったのですが最近ではオスプレイが私の住宅の上までも飛ぶようになってきて、夜中でも聞こえるようになっていて、負担軽減どころではなくて非常に負担が重くなっています。この実態についてはつかんでいますか。

○又吉進知事公室長 適宜、これまでと異なるような飛行形態でありますとか、あるいは騒音が非常に激しいということは沖縄市、北谷町、軍転協、各市町村と連携をして県のほうで情報はつかんでおりますということでございます。

○嘉陽宗儀委員 我々住んでいる側から言いますと、飛んではいけない時間帯に平気で飛んでいるという実態がありますので、改めて実態を掌握してそういうことがないように厳正に申し入れをしてもらいたいと思えますが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 騒音に関しましては、毎年環境部、知事公室が中心となって嘉手納、普天間、さらに、那覇市の航空自衛隊基地も含めて騒音に関する要請をしております。さらに軍転協におきまして、政府、総理、閣僚に対して

も同様の要請をしております、これは委員おっしゃるように、なかなか前に進んでいないのは確かでございますが、とにかく粘り強くやっていきたいということでございます。

○嘉陽宗儀委員 これは今すぐ特効薬が出てくるわけではないでしょうから、ただ、負担軽減を図りますと言いながら負担軽減どころではないという実態については、みんな怒りを持っています。口では負担軽減と言いますが、この実態は何ですかということがありますので、政府や沖縄防衛局がアメリカのスピーカーになったのではないかとこの前も抗議をしてきたのですが、県自身が沖縄防衛局の言い分を我々に連絡するような機関ではだめですので、もっと主体性を持って、実態も調べているのでしたら軽減されたものが一時的なという問題ではなくてどれだけ負担がふえているかということには言わないのですよね。負担軽減と言いながら、一方では負担がどんどんふえていっているわけですよね。そういった実態をつかんでいますか。

○又吉進知事公室長 これは環境部、それから市町村におきましては騒音発生回数、騒音の強度につきましても、これは毎日、24時間調査をしているわけでございます、これに数字としてしっかり増減というものは出てきます。この数字をきちんと示して要請を行っております、さらに日米合意であります騒音防止協定といったものに時間を超えた飛行というものも市町村から情報をいただきますので、それもしっかり政府へ伝えているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 もう少し毅然たる態度で対処してもらいたいということを述べて前へ進みます。

次に、80ページ、陳情第45号。この間、米軍機からの落下物が相次いでいますね。皆さん方の処理方針はいろいろな航空機から部品が落下して対処はみんな全く一緒ですが、皆さん方はまともに米軍や沖縄防衛局に申し入れをしているのですか。

○又吉進知事公室長 事故が発生するたびに申し入れをしております。

○嘉陽宗儀委員 では、なぜ効き目がないのですか。

○又吉進知事公室長 県としましては、ここにありますように、これはいかなる軽微といえますか、小さい部品の落下でも航空機から物が落下するという事

態は大変重大であるということを再三申し上げているわけです。今、委員の御質疑に直接答えるすべを知りませんが、しかしながら現実これが何度も何度も繰り返されているということに関しましては、県は大変遺憾でございます、その旨をその都度お伝えしているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 この81ページの処理方針の一番上のほうで、「米軍の安全管理体制に疑念を抱かざるを得ず、」という中身はどういうことですか。

○又吉進知事公室長 本来、航空機の部品、いかなる小さい部品であろうともそこから外れて落ちるといことは考えられないことでありまして、これは重大な事故につながりかねないということでございます。したがって、そういった形の点検というものを実際になされてしかるべきであるところをこういう事故が起きてしまったということは当然ながら点検、安全管理体制が不十分であろうと推定せざるを得ないわけで、それを指摘しているわけでございます。

○嘉陽宗儀委員 落下事故に対する処理方針はみんな同じことを書いています。航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず云々という。全部同じ処理方針になっています。知事公室長も大変苦しい立場でこれを処理しているかもしれませんが、こういうことを言えば米軍は聞きますか。

○又吉進知事公室長 こういうことをきちんとすることによって、米軍に緊張感、注意を促すということは必要でございます。聞くかどうかに関しましては、今お答えできる立場にはないのですが、しかしこれが実効性あらしめなければならないということは考えております。

○嘉陽宗儀委員 要するに、米軍は沖縄県民の平和と安全を守ると言いながら実際には加害者ですよ、沖縄県民に対して。県民に危険を与えておいて、皆さん方の言うことも全く聞かないという状況ですので、県の対応の仕方についても一歩踏み込んで検討し直したらどうですか。

○又吉進知事公室長 いろいろなお考えがあるでしょうし、しかも事故原因につきましては、現実委員がおっしゃるようになかなか皆無にならないという状況がございますので、やはりきちんとデータをそろえて申し入れをしていくという新たな形があればそれはそれでやっていきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 結局は知事公室長がここで答弁をしても、我々から言いますと、安全弁みたいなものになって米軍に対する怒りがそれてしまうような状況になります。しかし、実際上は何度申し入れをしても聞かない、我々も米軍に直接抗議しますが聞かない。これは沖縄に米軍がいる限りは解決しないという問題が根本にあるわけですから、皆さん方自身も今後の対応の仕方については、ただアメリカがこうやって対応していますということだけではなくて、やはり一歩踏み込んだ対応は検討すべきではないですか。

○又吉進知事公室長 必要な対応はとっていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 では、必要な対応を強力にやってもらおうとして、アメリカはなかなか言うことを聞かないのに5年以内の閉鎖というものは聞いてもらえそうですか。

○又吉進知事公室長 これは県から強く申し入れているわけですがけれども、この普天間飛行場の危険性の除去といったものが喫緊の課題であるということですので、現在進められている米軍の統合計画を見ましてもなかなか普天間飛行場の危険性の除去に時間がかかるという状況がございますので、これは改めて申し入れたと。これにつきましては、総理ができることは全てやるといった形で答えておりますし、また政府、各関係閣僚と沖縄県知事、宜野湾市長がメンバーとなっております普天間飛行場負担軽減推進会議―負担軽減推進会議といった形で2回の会議、3回の作業部会が進められているという形がありますので、一つ一つこれは実現させられるものと考えております。

○嘉陽宗儀委員 危険性の除去やとれる措置をさせますと言いますが、この総理も5年以内の閉鎖については全力を尽くしますと言っていますが、我々から見たら具体的な中身がないですよね。何か皆さん方は聞いていますか。安倍総理が5年以内の閉鎖を目指してこういうことを頑張っていますということは、皆さん方に連絡はありますか。

○又吉進知事公室長 普天間飛行場の現在の運用状況が現実にかこうやってオスプレイが飛び、KC130が飛び、さらに外来機が来るといった状況でございます。これを一つ一つ分析し減らしていくという作業が必要でございます。そもそも一番負担になっていることは何かと申しますと、騒音、危険性、市民の

恐怖でございます。それを一つ一つ議論しております。そういったものを目に見える形で減らしていくのだという作業で、現在作業の途中であるという認識でございます。

○嘉陽宗儀委員 総理はいろいろとあらゆるとり得る措置をやると言っていますが、アメリカ軍の機能分析と運用構想を見ますと、普天間基地の機能を辺野古に移すと言っていますが、今普天間基地の機能というものは大変な問題がありますが、皆さん方はその普天間基地の機能についても十分に知らないので安倍総理が一言言えば5年以内に閉鎖できるかのように錯覚しているのではないですか。

○又吉進知事公室長 その機能につきましては、いろいろ公表されている常駐機の数ですとか、それから飛来回数などありますが、実際に米軍がこの基地をどのように位置づけて、将来的にどう使っていくかということにつきましては、なかなか県民も我々も含めてわからないわけでございます。しかしながら、そういったことをきちんと日米両政府間で明らかにし、減らせるものは県民の意を酌んで減らしていってくださいということも申し上げているわけございまして、政府がそれに応えるように県としては全力を尽くしているということでございます。

○嘉陽宗儀委員 後にみんな続くと思うので私はこの辺にしておきますけれども、84ページ、陳情第59号、高江のヘリパッドの問題で運用が始まりますが、皆さん方はこれについてどう対応するのですか。

○又吉進知事公室長 高江のヘリパッドにつきましては、基本的な県の考えといたしましてはS A C O合意事案を着実に進めていくと。これによって地域の振興並びに北部訓練場の過半の返還といった形で地域の振興と基地の整理縮小が図られるということでこれは進めるべきであると。しかしながら、工事もそうですが運用につきましてもこれは東村と連携をいたしまして、住民生活、自然環境に影響が及ばないように配慮すべきであるということをお願いしているわけでございます。

○嘉陽宗儀委員 陳情第55号の記書き2番目の工事車両による高江集落内の通過禁止を求めることについてはどう対応しますか。

○親川達男基地防災統括監 通行の件につきまして、沖縄防衛局によりますと、住民からの意見等を踏まえ、原則として県道70号線から訓練場内の既存道路を活用して工事を行うこととしているとの説明がありました。

○嘉陽宗儀委員 今使用を予定している既存道路の幅員は幾らありますか。

○末吉幸満土木整備統括監 正確な数字は手元にございませんが、二車線の道路となっておりますので6メートルから7メートルぐらいの幅員はあるだろうということで理解しております。

○嘉陽宗儀委員 道路法上の通行制限がありますよね。通行はできるのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 一般の供用する普通の道路でしたら、車両は通行できます。

○嘉陽宗儀委員 調べてきたのですが、大型ダンプカーがまともに通れない。たしか道路法上も幅員がこれだけの場合には通ることができないという制限にひっかかっていると思いますので、こういう陳情も出ていますので改めて調べて工事車両の通行についても生活環境が破壊されることは間違いないわけですので、少なくとももう一度申し入れるべきではないですか。

○親川達男基地防災統括監 先ほどの答弁は県道の部分の数字を答弁しておりました。集落内道路について、私も高江区に行った場合には実際通っていますが、現場については改めて確認していきたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 県道部分についてはいいというわけではないですが、それでも法的にひっかかるのかどうかということについてはわかりませんが、部落内道路は一あれは何橋でしたか、上から見たらひび割れていて、あのままでは橋が崩れるのではないかと思うぐらい老朽化していて、しかも橋のつくりもあれは4メートル以内ですよ。そういったものを使って大型ダンプカーが工事をするためにここを通行する予定というわけですから、それはやはり相当危険性が伴うわけですから、現場を調査して現状について申し入れをすべきではないですか。

○親川達男基地防災統括監 集落内道路について、そういった状況だということ

とで確認させていただきますけれども、改めて答弁いたしますが、沖縄防衛局としては集落内道路については地元からのそういった要望もあって県道を原則的に使うといった説明はいただいております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 78ページ、陳情第35号、欠陥機オスプレイの嘉手納基地への飛来禁止を求める陳情について。オスプレイについてよく議論したのですが、予防措置と不時着はどう違うのかと。よくわからないのです。例えば、松田によくヘリコプターがおりるときは予防措置と言いますが、予防措置と不時着、そしてもともと着陸という言葉がありますよね。これらはどう違うのですか。

○又吉進知事公室長 県の立場から言いますと、通常運用されていない場所におりてくることがあります。そして住民、県、市町村含めてこれは不時着だということで我々は理解するわけですが、これを米側に照会しますと、今委員おっしゃったように、これは予防着陸であるといったような一嘉手納の戦闘機もそうです。では、そこはどう違うのかということになるのですが、今のところそういった具体的な説明がないので、ある意味一つの現象について県が使う用語と米側が使う用語が異なっているという状況になっていると思います。

○吉田勝廣委員 その辺は新しい課がふえたわけですから、安全に対する基準として、米軍が飛行機を運用するときに墜落寸前のことを不時着というのか、墜落寸前のことを予防措置というのか。墜落、不時着、予防措置がなかなかよくわからないのです。例えば、オスプレイから煙が出ているということで松田の海岸にヘリコプターがおりたときにも予防措置としたわけです。そして、嘉手納に緊急着陸しない場合やそこに飛行場がなかった場合、着陸する場所がなかった場合にこれは不時着、または墜落とするのか、その辺はどうですか。

○又吉進知事公室長 個々の状況について県にもなかなかどういった状況が起きているのかは公表されていないわけですが、一般に民航機であっても、軍用機であっても何か緊急事態が起きたときには手順やマニュアルというものが確立されていて、それに沿ってその状況に応じた措置をとると。そこは米軍においてもそれはあるのであろうと思います。しかしながら、この状況でマニュアルのどこを適用したのか、どういう判断でやったのかということは一切公

表されないわけでございます。したがいまして、そこのところはやはり県としても不満でございまして、そういったものの公表は求めてまいりたいと思っています。

○吉田勝廣委員 米軍がどういう運用をするのかと。これはF15であれ、F18であれ。どういうときにこれは墜落、これは不時着、これは予防措置とするのかという概念の問題だと思います。ですから、そこをはっきりさせないと。オスプレイが12機プラス12機で24機今飛来しているわけです。そして、オスプレイは欠陥機と言われてきた。それがこのオスプレイの安全性にどのように影響するのか。欠陥機と言われたわけですから、そこはやはり調査を厳重にやるべきではないかと思いますが、その辺はどうですか。

○又吉進知事公室長 米軍におきましても、航空機の安全性確保のための努力をしていると。これは米軍が言っておりますし、またそれは一般論からしてそういうふぐあいを放置するということは考えられないわけです。しかしながら、過去に事故があったり、その事故がなぜ起きたのか、どういう措置をとったのか、さらにどういう予防策をとっているのかということは一部公表はされますけれども、なかなか腰が重いといえますか、全てが公表されない。そこが最大の問題だと考えておきまして、やはりこれは求め続ける、あるいは問題意識を持ち続けるということが大事だと思っています。

○吉田勝廣委員 よく接受国と言って米軍のいろいろなものを受け入れる国という意味ですが、その受け入れる国に対してオスプレイはより安全性が高いということを説明する責任があると思います。政府も含めて米軍も。ただ、これからオスプレイをめぐるのは欠陥機としての疑問点も出されたわけですから、その辺はやはり真相究明をきちんとすべきではないかと思います。

○又吉進知事公室長 オスプレイでいいますと、当初大変事故が多発したと。その航空機が沖縄に最初に配備されるということで県民の不安が極めて高まったわけでございます。さらに、その過程の中でも事故が起きて、その説明が十分であったかという問題がございます。その一方で、環境レビュー等が出されて、あれはあれで米軍のそういう形での取り組みそのものについては、一定の評価をしてもいいだろうと考えておきます。ただ、最終的に現時点で県民の不安が払拭されているかというのと、これは処理方針にもありますように、いまだ払拭されていないという状況でございます。したがいまして、やはり米軍

がさらに説明を尽くすべきであろう、さらにとるべき安全対応については、とった上できちんと説明をすべきであろうと考えております。

○吉田勝廣委員 そこはやはり政府にも責任はあるので、政府と米軍に対して真相究明を求めるべきだと思います。オスプレイの実際の訓練を見ているときに、伊江島で4機のオスプレイが同時進行して一私は4機は見たことないのですが2機は伊江島でもよく見ていました。そしてもう一つ、常日ごろの訓練を見ていると消火訓練もやっているわけです。その消火訓練をやっている移動ですが、消火訓練の消火器をぶら下げたまま国道や県道を通るわけですね。これは写真にも撮りましたが、恐らくそういうことは運用上環境レベルの中にも書かれていない。運用上どうなのかと思っています。これは違法ではないのかなど。よくつり下げ訓練をしますよね、ヘリコプターで五、六名ぶら下げて敵地へおろすなどの訓練を。これが民間上空を飛んだ場合、これは違法となるわけですね、いわゆる制限区域ではない範囲でやる場合には。そうしますと、このオスプレイが消火器をぶら下げたまま国道や県道を移動する、これは全然演習場と違いますので危険性がありますが、それを平気でやっているわけです。その場合は運用上どうなのですか。皆さん、環境レベルも含めてオスプレイの運用上もありますよね。これは恐らく基地から基地への移動ということにはならないと思います。普通は基地から基地への移動としては使っているですよと日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定一日米地位協定上あるのですが、しかし飛行場から飛行場へぶら下げたまま移動するという事は常識では考えられないことなのですが、その辺はどうですか。

○又吉進知事公室長 オスプレイはCH46の代替ということで、CH46が行っていた活動を県が観察しましてもかなりやっている。現在は山火事の消火についてもオスプレイが投入されているという実態がございます。ただ、今委員が問題視しておりますバケツをつって訓練という形で集落の上空を飛んでいないかどうかということにつきましては、今のところ具体的なデータがございません。したがって、それが県民に危険を与えるような事態がもしあるのであれば、キャンプ・ハンセンの地元、金武町、宜野座村、恩納村、さらに普天間飛行場を抱えております宜野湾市とも連携をして調査をしたいと思っております。

○吉田勝廣委員 カメラにも写っていますが私は実際にこれを目撃したので、

この消火器をぶら下げたまま移動することは普通に考えてあり得ません。例えばよく言われるヘリパッド、キャンプ・ハンセンにはたくさんありますよね。そのヘリパッドでその想定をすとか、普通想定する場合は大体キャンプ・ハンセンでやりますよね。普天間から飛んできて、山火事が発生するとしたらキャンプ・ハンセンの山で起きますので、そこで想定をしてバケツで水をくんで消火をやるわけです。しかし、まだ山火事が起きていないときにも訓練はするわけです。大体ここが山火事が発生する場所とって。そのときに辺野古キャンプ・シュワブでやる想定をしないで、キャンプ・ハンセンで想定をしてそこに持っていくわけです。そういうことが今の状況の中で許されているか、許されていないかということは厳しく問うべきだと私は思います。もしそれが落ちた場合どうなるのかと。F15もいろいろと事故が起きているので、そこは研究課題として調べてください。

○又吉進知事公室長 実態を把握したいと考えております。

○吉田勝廣委員 82ページ、陳情第48号。5年以内の運用停止についてですが、知事公室長が言いますように約10年弱かかって辺野古へ移設をすると米軍は言っています。ですから、5年以内に危険性を除去するために普天間を何とかしたいと、閉鎖状態にしたいと、その気持ちはよくわかります。ですが、これが実現可能かどうかについては、疑問があるわけです。例えば、3200名の家族を含めて海兵隊が存在しています。そして、KC130は移動するとして、約50機近いたくさんの飛行機があり、外来機も飛んでくる。そして、普天間の持つ補給基地などをどこに移動させるのか。そしてもう一つは、先ほども言いましたが、このオスプレイが訓練をする場所、例えば高江にもヘリパッドを強引につくろうとしているわけですが、キャンプ・ハンセンにもキャンプ・シュワブにもいっぱいあります。そうしますと、オスプレイの訓練を一つ見たとしても、訓練をする場所があるかどうかと。例えば、想定するのは鹿児島県、宮崎県、あるいは福岡県の築城基地など、しかしそこは基本的にはヘリコプターの基地ではないのです。ヘリコプターの基地は関東を中心としたヘリ基地があります。そうしますと、これが果たして可能であるかどうかと。それを要請することは確かにいいことだと思えます。しかし、これに実現可能性があるかどうかとなったときには疑問があるものですから、その点検はどうなっているのかと。そしてもう一つ、要するに3200名の家族がいますと住宅や学校などさまざまな設備が必要になりますよね。グアムだってそうです。また、新たに演習場を設置しないとイケないとかありますよね。そういうことを想定して5年以内に本

当にできるのか、できないのかということがあるのですよ。ですから、その辺はその各部会があって、その部会の下の実行部会があって、例えば家族をどうするのか、演習場をどうするのか、それから弾薬はどうするのかとか、それだけ移動するのですからさまざまな課題があると思います。そこでどういう分析をしているのかなど。このことについて私も考えましたが、私の頭の中では難しいのかなという思いをしているのですが、そこはどうなのでしょう。

○又吉進知事公室長 まず、5年以内の運用停止が非常にたやすいかといいますと、これは大変困難であると県は認識しております。簡単にはいかないと。しかし簡単にはいかないからこそ県は総理の一声を求め、さらに政府として取り組んでいただきたいと申し上げて、それに政府は応えた形になっております。その内容でございますが、つまり何が今宜野湾市民の負担になっているのかというと、やはり飛行機が飛ぶということ、さらにそれが落ちてくるのではないかと、さらにその騒音が極めて大変であるといったことが一つ一つございます。では、その発生源は何かということになりますと、これは実際に観察してみますと、例えば嘉手納から飛んできた対潜哨戒機がぐるぐる回っているけれども、これはどうなのかというような話がございます。これは嘉手納飛行場がいわゆる米海軍が責任を持つ飛行機だということは誰が見てもわかるわけでございます。こここのところは何とかならないのかというようなことを一つ一つ積み上げていく。それで、実際にF A 18が飛んでみたり、あるいはオスプレイが飛んでみたりと。そして、オスプレイにつきましては、今の委員の御質疑にもありましたように、訓練の場所が必要であるということになりますと、これは政府においてはまず県外で訓練を行うと、その拠点の整備を行うということもしているわけです。ですから、この一つ一つを積み上げて最終的に5年かけて県民が望むような形に持っていくという作業を困難の位置ではありますけれども、一つずつやっていくというものが現在の県の考えでございます。

○吉田勝廣委員 非常に困難であるという認識は私もあります。難しいだろうなど。しかしそれを5年でやるというのですから。例えば、私も経験がありますが、県道104号線の演習ですよ。これは一応移転という形で決着はついたのでありますが、そのときだって大変な苦勞をしているわけです。そのときにはいわゆる閣議決定、県道104号線の移転のときは閣議決定をしているわけです。今回5年の運用の場合は閣議決定をしているのかどうか、そこはどうなのでしょう。

○又吉進知事公室長 総理の談話、さらに負担軽減推進会議の設置といった動きが政府の公式の動きでありまして、それに至る閣議決定という形は、これまで沖縄の負担軽減に努めるといった閣議決定はされておりますけれども、具体的に5年以内の運用停止につきましては、閣議決定という形はとっていないと承知しております。

○吉田勝廣委員 恐らく閣議決定できないと思います。これは私の判断なので、それとの判断は別として。私はこの県道104号線の廃止を要求したのですが、移転についてさまざまな形で政府ともやり合ったことがあります。そのときに、例えば爆音とか爆発音などの振動などが伊芸区民にいろいろあるのですが、防音工事などをやってくれませんかと言ったときには、これはできないと言いました。しかし、移設先ではこれができたわけです。それはなぜかと聞いたら閣議決定だと、そういう話でした。ですから、ある意味ではこの5年の運用停止ということに関して、これは閣議決定できないと思います。よく総理は相手があるからと、アメリカがそこに存在するから自分たちで勝手にできませんよと、総理の言っていることもよくわかります。だからできないのだろうと余計に思います。そうしますと、なぜ県道104号線ができたのか、この大砲の移動が。これはこういうことを言っていました。いわゆるキャンプ・ハンセン演習場は中距離演習場だから足が長い弾をなかなか撃てないと。そうすると米軍にとって足の長い一距離のことです。4000メートルや5000メートルの。その足の長い訓練をするために必要だと。2つ目はやはり移動をする訓練も必要だと。それはカーフェリーを使おうが何を使おうが移動をする訓練のための移動、これも必要である。それで3つ目は、いわゆる海兵隊という部隊は常に前進部隊なのでいつでもどこでもあらゆる場所へ自分たちは移動でき、そこで訓練できるのだという抑止力といいますか、そういう存在意義を見せたいのだということをして盛んに言っていました。ただし、その費用は日本政府が持つのですよと。海兵隊としては一銭も持ちませんと。案の上それは全部日本政府が肩がわりをして全部持っています。だから、そういうことからしますと非常に難しいのだろうなど。要するに、輸送をして現地へ行って大砲を設置して撃って訓練するだけです。そこはある程度可能性はあります。兵隊も移動するわけではないので。しかし、この普天間というものは運用停止なので飛行機も部隊も移動して、家族も移動するわけですね。ただ、そうしたときに、受ける自治体がそこまで承諾するという時間がかかりますよと。私のほうもかなり時間がかかりました。ですから、余計にこれは難しいと、骨が折れるねと、そう思っています。これは本当にできるのでしょうか。

○又吉進知事公室長 先ほど困難と申し上げましたが、県にとりましてもそれぐらい骨の折れる作業であるということです。しかし、それは日米両政府にもしっかり汗をかいていただかなければならないということでございまして、やはり先ほど申し上げたような運用の実態をしっかりと県民の実感と、あるいは我々の考えていること、これを減らしてくれというようなことを日米両政府にしっかりと訴えて、とりわけ今さまざまな機能がありますけれども、航空機の運用といったものが大きな負担になっているということですから、最優先でそれを軽減していただくといったことを求めているわけでございます。

○吉田勝廣委員 もう一つは外来機といってF18やP3Cや輸送機などがタッチ・アンド・ゴーをしていたり、普天間でもいろいろ訓練をしています。この演習を今度は嘉手納に引っ込めるのかと。そうしますと嘉手納がパンク状態になります。例えば、これはG3—海兵隊の演習場を管理する部隊なのですが、このG3がこういう話をしたことがあります。キャンプ・ハンセン演習場を使用する、例えばブルービーチでありますとか—これはギンバル地区は除いて、訓練をする要望が多くて調整をするのが大変だと言っていました。そうしますと嘉手納の今の運用上、例えばたくさんの飛行機が飛んでくる、外来機も飛んでくる、そうすると嘉手納で駐機しているさまざまな飛行機、あるいはもちろん空母から来る飛行機もありますし、ハワイなどから飛んでくるものもあるかもしれませんが、そういうものが飛んでくるときには自分の駐機している飛行機はよそで訓練をする以外ないのではないですかと。嘉手納が幅が広いので。そういう話をするわけですよ、この管理という部隊は。そうしてきますと、これはある意味では必然ではないのかなと。嘉手納でできないからここでやっているのではないのかなとそういう思いもします。これは確証を得ているわけではないのですが、予測をするわけですよ。ただ、本来だと那覇空港が軍事供用でしたら、那覇空港でP3Cがもともといたわけですから、そこで訓練をする可能性もあったかもしれませんが、そこはやはり飛行機の密度が高いものですからそこではできなかつたはずですよ。そうすると行く場所がない、行く場所がないから普天間に行くのだと、私はそのように思っています。ですから、その辺をもう少し分析をしながら実現可能性を求めて頑張ってもらいたいと思っておりますが、どうでしょう。

○又吉進知事公室長 委員がいろいろ情報を得ておられると思います。確かに米軍の運用は、状態といいますか、フェーズをとるとそれぞれ因果があつて連

携しているという形なのです。その意味でも、今の普天間飛行場を使う海兵隊の論理としてはそこに飛行場があるから使うのであると。それに尽きると思いますが、それを使わせないで海兵隊の機能を彼らの想定内で維持するためには全国への分散ですとか、あるいは米軍の運用そのものをアメリカ本国で見直していただくといった作業が必要だと思えます。この5年以内の運用停止にかかる議論の中では、最終的に政府がアメリカにそういったことまで考えさせると、そういうことをやってくださいと我々は申し上げているわけでございまして、やはり抜本的に普天間飛行場を使わなくても済むような状況を実現していただきたいと思っております。

○吉田勝廣委員 結局、県はこういうことですか。普天間飛行場の危険を除去するためには5年間の運用停止をやると。そして、あと5年間かかるわけですよ、辺野古工事が順調にいつて。そうしますと、その5年間はある意味では普天間の基地が運用停止になるわけですので、海兵隊はどこかへ行っているわけですよ。そして、飛行機もどこかへ行くということになるのでしょうか。要するに、拠点地としては残りますがよそへ分散して訓練をしているとなるのか、それとも閉鎖状態とする場合には、普天間は1機たりともとは言いませんが、若干は扱うかもしれません、ほとんどは外へ出ているという意味でしょうか。

○又吉進知事公室長 これは県の求め、あるいは県の要望、希望という形では5年後に航空機が飛んでいない状況、市民が航空機を見れない状況というものが理想だと一理想と言ってしまうと語弊がありますけれども、そういったことはきちんと目標としていただきたいというようなことでございます。ただ、そこは当然ながら米軍の運用というものは現実にそこにあるわけでございまして、そこで一つ一つ、ではこの運用はどうなっている、この運用は減らせるのか、譲れないのかといったことをきちんと日米で議論していただきたいということで、県、宜野湾市も含めて要望をしております。そういう状況でございまして、最終形を県が可能性も含めて、今こうだと論議的に説明するのはなかなか難しい面もございますけれども、やはり市民の意向に沿った状態をつくらせていただきたいということを県は申し上げております。

○吉田勝廣委員 私も要請としてはよくわかります。この5年間の運用停止の中で一今、知事公室長の意見を聞いてより難しいと思ったのは、飛行機が飛ばないことが理想であると。そして、飛行機が飛ばないということはどういうこ

とかといいますと、部隊が移動することなのです。部隊が移動することは、3200名といいますか、あとその基地の従業員も基本的にはいますよね。その大体が移動する移設先の見通しはどうかということも立てないといけませんよね、基本的には。米軍と日本政府がやることかもしれませんが、今の話を聞いてそう簡単にはできないということがよりはっきりしたと思います。もう一つは、例えばKC130を岩国基地が引き受けてくれます。そして、築城基地や新田原基地がF15の訓練を嘉手納飛行場の負担軽減のために受けてくれる。時には外来機も飛んでくるわけですから、そうしますとこの辺のニュアンスですよね。F15は北海道や三沢にも行きます、築城基地も新田原基地にも行きます、それから鹿児島にも行きますよということで、これは負担軽減でいいわけです。実際にそれがどうなっているのかと。先ほどKC135も岩国基地へと移転はしますが、普天間飛行場に訓練のために戻ってくるのか、訓練といいますか、空中給油で飛行機に実際油をやるわけですから。そうしますと、嘉手納飛行場にもKC130がいるとします。これはまた新しく装備変更をするかもしれませんが、これが空中給油をする、もちろん岩国基地で訓練を行ってそこでも空中給油をする。しかし、やはり訓練で飛行機が飛んでいるわけですから、その飛んでいるところに空中給油機は追尾をして飛んでいき、そして油を入れるわけです。そうしますと、これは恐らく岩国基地にも行くけれども嘉手納、普天間に戻ってくるのではないかと。要するに、閉鎖状態のところでもそこで一時駐留をして油を積んだりしてまた飛んでいくと。そうしないととてもではないけれども運用の全体からしますと飛行機全体がもたないのです。ですから、油を積み込む機能もよその飛行場にないといけないのです—これは岩国基地にあると思いますが。そういうことをしますと、本当に素直にそのまま読んでいいのかどうかということには不安でもあります。また戻ってくるねと。訓練をして油を必要とする飛行機はいっぱいいるわけですから。そういうところはどうかのでしょうか。聞いたことはありますか。

○又吉進知事公室長 今、委員の抱えている疑念というものは恐らく県民が一般的に持つ疑念だと思います。つまり、移転はしたけれどもそこにまた運用として帰ってくるのではないかと。これにつきましては、米軍の司令官も訓練のためにということを言っているわけですが、これは負担軽減の作業部会でも副知事からの発言として、結果的に飛行機がそこで同じように飛ぶような状態であってはこれは県民は納得できないと、そこを実質的に軽減させなければならぬということは強く申し入れております。また、政府におきましてそこは理解したというような発言もございまして、今回のKC130の移転が結

果として何も変わらなかったということでは、これは当然県民は納得できないところですので、一時的にとかいろいろ言っておりますが、実態につきまして、実際に情報をしっかり集めてまいりたいと考えております。

○吉田勝廣委員 移駐することはいいことだと思います。山口県や岩国市がなかなか大変だとは思いますが、納得するのであればそれはそれなりにいいのかなと思ったりします。KC135の油を積んだときの着陸、離陸の距離について一般質問の最後でお聞きしましたが、これについて大体の距離はどのように調べましたか。

○又吉進知事公室長 今、データを具体的に持っておりません。確かにこれは米軍が公表しているデータがあると思います。ただ、先々週でしたか、普天間飛行場でフライトライン・フェアというものがあまして、そこにKC135が来ております。普天間飛行場の滑走路は2700メートルですか、したがって、この範囲内で燃料を積んでいるのか、積んでいないのかははっきりしませんが、あの航空機がそういう形で運用できるということは確かだと思います。

○吉田勝廣委員 KC135を見ればわかります。離陸をするときにはやはり航続距離が長いので、油を積んでいるので、帰ってくる時には油を放出しているので、ごく普通の着陸の距離になります。そして、KC135というものは普天間の移設問題のときにもこれは岩国基地へ移駐しますよと。おかしいと思って調べたのですが、新しくつくる辺野古の滑走路は長くて1800メートル。そうしますと何が起きるかといいますと、KC135はそこに着陸できないわけです。だから一番最初から日米両政府はKC135をどこかへもっていかないといけなということになるのです。単にKC135というものは、沖縄県民の負担軽減のためにやっているのではなくて、要するに新しい辺野古の基地にはKC135は離着陸できないのではないかと。そういう思いをしたものですから油を積んだときの距離などを聞いていたのですが、どうなのでしょう。

○又吉進知事公室長 代替施設の議論ということになりますと、代替施設におきましては基本的に固定翼機は運用しないということになっております。したがって、KC135の話は恐らく出ていないと思うのですが、KC130もKC135もここでは運用されないと理解しております。

○吉田勝廣委員 ですから、一番最初からそういうことですので、KC135と

いうものは代替施設には着陸できないと。だから、これを移動させるほかないのではないかと。これは必然的な考えです。私の考えが間違っていたらまた後で皆さんからいろいろ言ってもらえればいいのですが、そういう機能的なことから分析しますと、KC135は辺野古には離着陸できない、だから移動せざるを得ないと。これは負担軽減とかではなく、必然なことだと思っております。それについて調査研究をお願いします。

○又吉進知事公室長 今の委員の御質疑から私どもが5年以内に運用停止を求めるに当たって、やはりきちんと一つ一つ機種 of 機能など、そういったものを把握しなさいという御質疑だと受けとめまして、しっかりと調査をしていきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 まず、76、78、80ページ。陳情第34号、35号、45号に係る件について。陳情の処理概要は原因の究明と公表、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底等々で同じような指摘なのですが、こういうことが起こる基本的な原因はどこにあるとお考えですか。

○又吉進知事公室長 部品落下事故につきまして、全ての原因が公表されていないということが事実でございまして、これは大変不満でございまして。ただ、一部事故原因の報告があった部分もございまして、4月24日のHH60ヘリコプターの件につきましては、飛行中一時的に通風口が張りついて離れない状態となり、それを直そうとした際に通風口が壊れ機体から離脱したという説明がございました。

○玉城義和委員 善意に考えれば、米軍としてもわざと落とそうと思って落としているわけではないと思います。ですから、そういうものが続発してくるということを考えますと、安全管理をきちんとやりなさいと言ったところでそれを防止することはできないと思います。パイロットもかわってきますし、どんどん外から来る飛来機もあります。私はいつもこういうときに思うのですが、沖縄に常備配備されている航空機は各基地含めて合計で何機あるのでしょうか。

○運天修基地対策課長 県が把握している資料によりますと、嘉手納飛行場が約95機、普天間飛行場が63機、計158機となります。

○玉城義和委員 その上に外来機があるわけですよね。そうしますと、外来機がどれくらいあるのかはわかりませんが、常時200機近い飛行機が飛び交っているということですよね。海兵隊による事件・事故もそうですが、基本的に数が多いということが原因なのです。ですから、どんなに安全に気を配ると言ってもどんどんパイロットもかわりますし、機種もかわりますし、外来機も飛んできます。このような対策の打ち方では防ぎようがないのです。先ほども嘉陽委員からお話がありましたが、もう一步踏み込まなければ解決にならないのです。ですから、圧倒的に多い飛行機が毎日飛び交っている中で、この部品落下事故は当然起こるべくして起こった事故なのです。安全性に気をつけなさいなどと言っても、そういうことは通用しないのです。ただ言っているだけで県民から見れば県もまた同じことを言っているというふうにし映っていないわけですから、基本的に整理縮小も含めて機種を減らすということがないと、これは基本的な原因の究明といっても、究明してどうなるのですかということにしかありませんので、その辺はやはり基本的にもう少し構え方を変えないと米軍にも通用しないということですが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 今回の委員の御意見には首肯できるどころが多々あるかと思っておりますが、実際にそこに航空機が存在していて、県民の意思にかかわらず運用されているという状況の中ではこれを当然ながら整理縮小、あるいは普天間飛行場の返還といったものを求めつつ、やはりそこで起こっている事故について一つ一つ申し入れて再発防止に努めていただきたいということを申し上げるのが現在重要であろうかと思っております。

○玉城義和委員 ですから、それで実効性がありますか。それを聞いているのです。県民としては非常にまどろっこいといいますか、ちっとも効果がないことを繰り返しやっているという感じを県民は受けているのです。県全体としてもう少し何らかの声明を出すなどして、やはりこういうことの原因は数の多さにあるのだということをはっきりさせないと前に進みませんよ。そういうことについてはどうですか、それは是としますか。

○又吉進知事公室長 これまでかなり何度も何度も機会があるごとに軍転協、あるいは渉外関係主要都道府県知事連絡協議会一渉外知事会、さらに航空機騒音

に関する申し入れといった形で申し入れてきたわけですが、現実としてここに書いてありますように、負担軽減がなされたとは言えないというのが県の認識でございます。したがって、そこは当然不満でありますし、有効な要請の仕方、訴え方といったものは常に考えてまいりたいと考えております。

○玉城義和委員 知事も含めて内外に毅然とした態度を表明するということがないと、これは同じことを繰り返して、県民は本当に何をやっているのだろうという思いに駆られているので、そこはぜひ基本的なことを考え直したほうがいいと思います。

次に行きますが、82ページ、陳情第48号について。先ほど、吉田委員からも話がありましたように、5年以内の運用停止ということについて、本会議でも少しやりましたが時間がなくて余り消化できませんでしたので、ここでやります。この5年以内に運用が停止されるということの定義、どういう状態がきたら運用停止と言えるのか。そののところがまずはっきりさせてください。

○又吉進知事公室長 これは高良副知事が議会でも行いました答弁を繰り返しますと、「県としては航空機の運用による騒音、危険性及び不安といった負担が取り除かれ、周辺住民が安心して暮らせる状態を求めています。」と。これが基本的な考え方でございます。

○玉城義和委員 航空機の運用による騒音、危険性及び不安が取り除かれる状況というものはどのような状況ですか。

○又吉進知事公室長 実質的に飛行航空機の運用ですから、航空機が飛行していない状態といったものを念頭に入れております。

○玉城義和委員 それは要するに、普天間飛行場の機能というものは、その航空機が兵員を運ぶとかそういった状況にあるわけですから、今おっしゃるように、航空機全体がヘリコプターも含めて一切飛ばないという状況ということになると、普天間飛行場は機能としてどういう状況になっているのですか。

○又吉進知事公室長 今、飛ばない状況ということについて聞かれているわけですが、この飛ばない状況というものは市民から見たときにそこに飛行機が存在していない、飛行機が空中に浮かんでいない状態だと、これは言えると思います。しかしながら、米軍から見た場合、それから政府から見た場合、

県から見た場合では恐らくそれぞれ認識が違うと思います。したがって、県といたしましては市民から見た形、そこに航空機が飛んでいない状態といったものを念頭に入れて、政府、米軍においてはそういったことについてしっかりと考えを整理していただきたいと申し上げております。

○玉城義和委員 今、例えばK C 130も含めて普天間飛行場にある機種というものはどういうものがあるのでしょうか。何機ありますか。

○池田克紀地域安全政策課長 普天間飛行場の機種と数ですが、平成25年9月時点で63機です。まず、K C 130の空中給油機が15機、C 12の作戦支援機が1機、U C 35の連絡輸送機が3機、C H 53 E 大型ヘリコプターが8機、A H 1 W 軽攻撃ヘリコプターが9機、U H 1 N 指令連絡ヘリコプターが3機、M V 22 オスプレイが24機、計63機であります。

○玉城義和委員 このK C 130というものは、S A C O 合意のときに撤去ということが18年前に本当は合意されているわけですね。今さらの話ですが、18年たってもまだK C 130というものは移設されていないということがむしろ問題で、今さら言う話でもないと思うのです。そういう意味では、63機、これらが全部飛ばないという状況になると普天間飛行場の機能というものは完全に停止するわけですね。そういう認識ですか。

○又吉進知事公室長 ですから、市民から見て飛行機が飛んでいない状態、そこに住民から見て停止したように見える状態、それを目指さなければならないということでございます。

○玉城義和委員 今、政府の中に負担軽減推進会議というものがありますよね。その中で県は、そういう定義を持ち出して政府に要求しているのですか。

○又吉進知事公室長 要求しております。

○玉城義和委員 政府の回答はどうか。

○又吉進知事公室長 政府と我々の議論というものは現在途中でございまして、その途中経過でさまざまな意見が出ております。県の今の考えにつきましても、そこにいるメンバーから、あるいは県から見て少し理解が足りないので

はないかという意見が出ておりますが、政府が県の考えにつきまして公式にこのような反応を示した、態度を示したということについては、現在まだ会議の途中でございますので、ここでは控えさせていただきたいと思っております。

○玉城義和委員 問題は、先ほども吉田委員からもありましたように、きちんとした定義をつくって、私どもが言う運用停止というものはこういうことですよと。そこに5年以内に到達するよとということ提起をしているわけですよ、県としては。

○又吉進知事公室長 提起はしております。

○玉城義和委員 それが本会議では明確ではなかったので、今の知事公室長の発言は初めてお聞きしました。そうしますと、政府との合意といいますか、要するに交渉というものは何でもそうですが、交渉するときに我々としてはこういう要求がありますということを確認にしないと交渉にならないわけです。そして、交渉の中でああだこうだという話にはなるかもしれませんが、そのことを明確にして飛行機が1機も飛ばないような状況を5年以内につくるということは沖縄県の意味として明確に表明されているということですよ。

○又吉進知事公室長 これには前提がございまして、しっかりとこれは議論していきましょうと。しかし、県が目指すところは今委員がおっしゃったことにほぼ近いということでございます。

○玉城義和委員 そうしますと、SACO合意の最終報告にもありますように、なぜ普天間が県内移設かという最大の理由の一つに海兵隊の持っている運用の問題がありますよね。輸送とか兵員とか、陸上とかということがあって、これは一体的運用が必要であると。よって、普天間は辺野古に移設しなければならないというのが最大の理由だったと思います。そういう意味では、海兵隊の一体化論というものは、この場合にはどのように整理されるのでしょうか。

○又吉進知事公室長 確かに、今委員がおっしゃったような経緯、あるいは認識といったものがそこにはあります。しかしながら、県民あるいは宜野湾周辺の住民の意思というものは、先ほど申し上げたような5年以内の運用停止でございますので、そういう論理と県民、あるいは県の意向というものをどうすり合わせていくか、あるいはどう議論していくかという議論の途中であると御理

解いただきたいと思います。

○玉城義和委員 そうではなくて、これまで日米政府がとってきた態度というものは、海兵隊は一体的な運用でないと機能しないという大前提に立っているわけです。よって、県外や国外ではなくて沖縄県内という論理が前提なのです。それについて県の見解はどうなのかと言っているのです。要するに、今知事公室長がおっしゃるように、飛行機が完全に停止をする状況をつくるというわけですから、そうしますと航空機能というものは現実に失われて、これまでの一体化論というものは崩れるわけです。それについて県はどういった見解を持って臨むのかということなのです。一体化でなければならぬと言われたときに県は何と言うのですか。

○又吉進知事公室長 ですから、そういった議論を突き崩していかなければならない。これは県としても自覚は持っております。しかし、これを完全に突き崩すことができるのか、あるいはどういうエレメントがあって、どういう形で見直していただけるのかといったことは政府との議論の中でしっかり組み立てていきたい。現在、その途中であると御理解いただきたいと思います。

○玉城義和委員 非常に重要な発言だと思うのですが、突き崩すということですね。要するに、県としては一体でなくてもできるという確信があるわけですか。

○又吉進知事公室長 何を持って確信かということになります。確信があるかないかと言われたらこれは軽々とはお答えできません。しかしながら、先ほど来申し上げております普天間飛行場の5年以内の運用停止、この状態をつくるためには政府が一突き崩すと申し上げましたけれども、何らかの考え方、あるいは運用のあり方というものを検討して変更してもらわねばならない。さらに、その上で米側と交渉しなければならないということでございますので、その議論の途中であると考えております。

○玉城義和委員 当然、県としてはそういうことを言うからには5年以内に普天間飛行場を停止させると。飛行機が1機も飛ばない状況をつくるというからには当然これまでの大前提であった一体化論というものは突破しなければならないわけですね。それを突破できないで1機も飛ばせないという話は通用しないわけです、日米両政府に対しては。そのところはこれからどういう理屈

を構築していくのか、どういう態度でそこを理論化していくのか。そこはどんなのですか。

○又吉進知事公室長 そもそも、その一体化論といった形が今現在米軍の中でどう処理されているのかということも私どもにはいま一つ理解できない部分もありますけれども、いずれにせよ、もし現状に一体化論という考え方で今の普天間飛行場が運用されているのであれば、それは先ほど申し上げましたように突き崩すと言うのですか、見直していただいて、県の意向なり、要望に沿った形にさせていただかなければいけないと思います。繰り返しますけれども、これは現在議論の途中であるということでございます。

○玉城義和委員 本会議でも知事がこういうことをなぜサポートしないのかと、野党の議員にもそう言っていました。私はサポートしてもいいと思います。ただ、これまで稲嶺知事のときの15年使用期限ですとか、あるいは今の仲井眞知事の3年間の閉鎖ですとか、ことごとくみんなだめになっています。先ほど吉田委員からもありましたが、本当に5年間で閉鎖できるのですかということについては、大いなる疑問をみんな持っています。ですから、これを是非ではなくて、いい悪いではなくて、現実問題としてそういうことができるのですかという話を我々はやっているのです。仮に、今知事公室長がおっしゃるように、5年間で1機の飛行機も飛ばない状況がつかれるということを目指すのであれば、それではあとの5年間—例えば9.5年かかると言われている辺野古との関連ですが、5年間で普天間が閉鎖される、飛行機も飛ばなくなって、それでも沖縄の海兵隊は機能するという前提に立てばあと5年間は空白になるわけですから、輸送部隊は。少なくともそうなります。そうしますと、これと今の辺野古との関係はどのようになるのでしょうか。

○又吉進知事公室長 まさにそのあたりでしっかり米軍の運用、それから我が国の安全保障条約の提供している実態と、あるいは先ほどから申し上げております県の意向、こういったものをすり合わせる作業をしなければなりません。その作業をしている最中であるとお答えをしたいと思います。

○玉城義和委員 答えになっていないです。要するに、5年間空白で済むのであれば辺野古は要らないのではないのですかという理屈になりませんか。こういうのは簡単な話ですよ。

○又吉進知事公室長 明確なことは今の時点では県からは申し上げられません。それはそれも含めて議論をしているということでございます。

○玉城義和委員 それも含めて議論をしているということはどういう意味ですか。辺野古が要らないということも含めてということですか。

○又吉進知事公室長 今の委員からの御質疑、あるいは疑問というものは県民が広くお持ちになる議論、一般的にお持ちになる疑問だと思います。したがって、県民の中にはそういう疑問もある、そしてそういうことも解消できるような、あるいはきちんと説明できるような状態をつくる必要があるということは県からも申し上げているわけでございます。

○玉城義和委員 もう少し明確に教えてください。要するに、5年で閉鎖をして、普天間の機能はストップするわけですよね。飛行機が1機も飛ばないので基地としてはストップします。そうしますと、あと5年間あるわけですよ、約10年間あるとして。そして、この5年間普天間の機能がストップしてそれで済むのであれば、辺野古は要らなくなるのではないですかということは当たり前の話ではないですか。それをわかるように説明してください。県の考え方として、この5年間の空白をどう考えているのかということですよ。

○又吉進知事公室長 整理をしますと、そういった議論が始まっている、そして県の要望は申し上げている。しかし、政府の考え方、米側の考え方、これを今交換している途中ですので、次のステップはこうなる、次はこうなるといったことについては、現時点で県からは申し上げられないということですよ。

○玉城義和委員 県からは申し上げられないのではなくて、今私が言っているように5年間ストップをして済むということが前提ですよ、5年間の機能停止ということは。分離も含めて一体化論も突破すると言っているのです。そうしますと、5年間は普天間は機能しなくなるのですよ。そして、5年間機能しなくて済むのであれば、辺野古は要らなくなるのではないですかということですよ。つまり、角度を変えて言えば、例えば岩国基地等々に分散したものをまた5年後には普天間へ戻すのですかということですよ。それが前提ですかと。そうしますと、それにどういう意味があるのですかということなのですよ。つまり、15年期限使用ですとか、3年間の閉鎖とかはみんな苦し紛れに言ってきたのです。県民から見れば、この5年間運用停止論も同じように見えるわけですよ。そして、

全然前後が理屈として合わないですよ。今、答弁がきちんとできないわけです。ですから、5年間閉鎖をして済むのであれば普天間はなくてもいいわけです、5年も10年も。そうしますと、当然のようにその後である普天間の移設先と言われる辺野古は要らなくなるのではないですかと。誰が考えてもわかる話ですよ、小学生でもわかります。そのことについて今の状態でいいので、それについてどう思っているのか、県として明確な答弁をしてください。

○又吉進知事公室長 今の委員の御質疑の中には、いわゆる稲嶺前知事の姿勢でありますとか、仲井眞知事の1期目の公約といったものが入っておりますけれども、あの状況と現時点での状況では政府が負担軽減推進会議をつくったという形、あるいは一個一個空中給油機の移転等も現実になっているということで一つの前進の形を私どもはかち取って一かち取るという表現は少し違うかもしれないかもしれませんが、実現させている途中であると思います。したがって、これをさらにリアリティーのあるものにするためのことをやっているということで、現在5年以内の運用停止に全力を傾注しているということをお理解いただいた上でその先というのでしょうか、委員のおっしゃった疑問等につきましては、作業なり、議論の途中であって、明確なことは現時点では申し上げられないと答弁したいと思います。

○玉城義和委員 全く理解不能ですが、当然ながら知事も承認をして、この前の沖縄防衛局の企画部長も大変重要な突破口を開いていただいと、知事の承認についてこのように言っています。知事は一方で、辺野古のことについて一動機はどうであれ、結果としてゴーサインを出しました。その一方で、作業が始まると、こう言われています。そういう状況にあって、今のような論理が政府に通用するのですかということです。ですから、総理大臣が言っていることはできることは何でもやりますと。それは裏を返せばできないことはやりませんということです。15年期限の話でも、当時の稲嶺知事に対して日本政府は非常に好意的な発言を繰り返したのです。ところが、本音のところではそのようなことは誰も本気で考えてはいないのです。基地をつくって15年で返すという常識外れた話をやることに一日米の軍事的な筋はそんなことは誰も考えていないのです。今の5年間の運用停止についても、我々が言っていることが実現されたらそれは結構なことですよ。それができれば辺野古は要らないということになるのです。それは大変結構なことですよ。ところが、実際にそういうことが可能ですかということを我々は疑問視しているのです、本会議でも何回も言っているわけで、なぜサポートしないのかという話とは筋が違います。今、知事公室長

の答弁を聞いても全然先が読めません。そういう意味では、本当に政府がそれをやるという確証があって言っているのか、その辺がよくわからないのですが、どうですか。今の負担軽減推進会議というものは、いつまでに、どのような結論を出そうとしているのですか。

○又吉進知事公室長 現在、負担軽減推進会議が2回、さらにその作業部会というものが3回、毎月毎月やっております。したがって、この5年以内の運用停止—先ほど来議論となっております最終形といいますか、県が望むような形に持っていくための議論を今後も継続してまいりたいと思っております。そして、見通しを私のほうで軽々に申し上げるのはなかなか難しいのですが、継続してやっていくということでございます。

○玉城義和委員 先ほどの質疑で非常に困難であるという側面も本音で答えていただいていると思いますが、11月の知事選挙もこれありで、非常に見通しも不透明だと思います。要するに、当面糊塗するような、本当に今言ったような辺野古も含めて見通しが無いということをしちんと論理立てもできないということを重ねていく、これを沖縄県としてやっていくことに非常に戸惑いがありますし、本当にこれでいいのかという感じをずっと持っています。ですから、今、知事公室長の立場でこれについてできるという自信がありますか。最後に、これまでの経過も含めて見通しを聞かせてください。

○又吉進知事公室長 まず仮に、統合計画どおりに事が進んだとして、普天間飛行場の返還については9.5年かかると。これが公式の日米両政府の計画ですが、これを短縮しようとか、何とか早急に普天間飛行場の危険性を除去しようという動きにつきましては、辺野古の問題は別としましても、具体的に動いているのは県と5年以内の運用停止の会議以外にはないのではないかと思っております。その後いろいろな御主張があつて、即時閉鎖といった主張もあつて、それはそれで私は大変立派な御主張だと思いますけれども、今現実に日米両政府を突き動かす機能というものは県が進めている作業であると、県としましては自負といいますか、そういう認識をしておりますので、全力を挙げてまいりたいということでございます。

○玉城義和委員 終わりますけれども、自信はありますか。

○又吉進知事公室長 自信といいますか、先ほど困難と申し上げました。この

困難は自信がないという意味ではございません。したがいまして、全力を挙げたいと思っております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1 時22分 再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 41ページ、陳情平成25年第77号の2、71ページ、陳情第21号の沖縄市のサッカー場の問題について。このドラム缶が見つかった経緯についてもう少し詳しく教えていただけますか。

○大浜浩志環境企画統括監 午前中にも答弁しましたが、詳しく説明しますと、沖縄市のサッカー場がある場所は昭和62年に返還された場所でございます。その後、道路公団から沖縄市へ土地が譲渡されまして、平成8年にサッカー場として整備を始めました。平成11年には前のサッカー場が完成し、その間も使用はされておりましたが、今度天然芝から人工芝へ張りかえるということで、昨年の平成25年4月から工事に入りまして、その工事の途中の6月13日にドラム缶が発見されたという経緯でございます。

○呉屋宏委員 この場所が昭和62年に返還されたと言いますが、その後このサッカー場がつくられたときに調査はされなかったのでしょうか。

○親川達男基地防災統括監 その当時の経緯がわからないのですが、恐らく発見されたということはそういったことだろうと推測されます。

○呉屋宏委員 これは公共工事を入れてサッカー場内の芝を人工芝に変えるときということではわかりはしますが、その前もサッカー場でしたよね。そのときには調査がされていない、された経緯はないのですか。

○親川達男基地防災統括監 その経緯もよくわかりません。

○呉屋宏委員 なぜ私がそのようなことを聞くかといいますと、来年返還予定のキャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区がとても今の状況では心配で話にならないからです。どちらかといいますと、県も、申しわけないですが宜野湾市も何を誘致するかは知っています。この土地がどういう土地であったのかとか、どういう使われ方をしていたのかとか、そういうものの提示が全くないのです。ですから、この辺の返還される土地についての米軍、あるいは防衛省とのやりとりというものはできていないのですか。

○又吉進知事公室長 まず、返還予定地の汚染等につきましては、長い沖縄の基地問題でも比較的最近ではキャンプ桑江跡地からタール入りのドラム缶が出たりなど、そういったことから端を発しています。したがって、この20年ぐらいその意識が高まってきているわけです。昭和62年の時点でそこまで厳密にそのような蓋然性を探っていたかといいますと、少しそのあたりがよくわかりませんが、西普天間住宅地区につきましては、これまでのキャンプ桑江の事例でありますとか、こういった事例も踏まえまして、徹底的な調査が必要であろうということで、これは従前から申し入れております。そして今回、8月15日から掘削を伴う事前の調査が日米合意で認められているわけですが、この際も掘削をさせるさせないで大変な問題となりました。県は絶対に掘削をさせていただきたいと、そしてそこから何が出るかはわからないということで、こういう汚染物質が出る可能性があるという前提で調査を入れようということになっております。ただ、その責任の所在でありますとか、そもそも日米地位協定上の責任などは実際明文化されているわけですが、やはり政府の責任でしっかりした形で返してほしいと、そういったことは申し入れております。

○呉屋宏委員 言いたいことは幾つもありますが、北谷町の北側ですか、土地の区画整理をやろうと言っている地域にアスベストが混入されているコンクリートなどが全部捨てられていて、上から土で埋められていた事例が1年か1年半前にありましたよね。あのようなことを考えてみても、基地の中でどのように使われていたのかということは正直に言って不安があります。もちろん目の前に米軍住宅施設が西普天間にはあるのですが、これは目の前にあるからきちんとした処理ができていけるのだろうと、そこにみんなの目が向いているのです。ところが、私たちからすると、西普天間の伊佐と喜友名の間というものは、実はそこにももしかしたらという推測でしかありませんが、かなり艦砲射撃が加

えられたところではないのかということになりますと、この斜面地にはかなり不発弾が埋まっているのではないのかと思います。こういう戦時中の歴史的なことも踏まえて、そういった資料はないのでしょうか。

○又吉進知事公室長 県は、軍転協を通じまして基地の使用履歴といったものをしっかり出していただきたいということは従前から申し上げております。特に、キャンプ桑江など実際に返還されたところについて、そこにどういう施設があったのか、どういう使われ方をしていたのかということにつきましては、強く申し上げているところですが、今のところ具体的に、あるいは制度として使用履歴を出すという形にはなっていないというのが現状でございます。

○呉屋宏委員 この西普天間地区については、我々はキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用に関する協議会一跡地利用協議会を含めて一私もメンバーの一人ですので一緒にやっていますが、プレッシャーがとてもかかっているのは何かといいますと、これは宜野湾市と沖縄県だけの問題ではないのです、実は。防衛省は、この西普天間住宅地区が今後返還されるであろう土地の返還地のモデル地域であるということを書いてきたわけです。ということは、ここでモデルとしてできないものについては今後もできないというような責任も私は感じているものですから、こういった一つ一つのものをしっかりと議論していかないととても不安ですので、戦時中どういう状況にあった土地なのか、それから米軍がどういう使い方を土地を接收した後にやったのか、どういうものが出てくる可能性があるのか。前にも言いましたが、あの地域は伊佐川のところで当時使われていた米軍の戦車が土の中から出てきた場所なのです。ですから、あのような状況にあって、あそこは埋め土されている可能性もありますので、そのあたりをどうするのかというところは一土地利用は企画部だと言いますが、そこに至るまでの防衛省とやりとりを行うのは知事公室だと。このところがスムーズにいつているのかという感じがして不安でなりません。そこはどうかのでしょうか。

○下地正之企画部参事 西普天間住宅地区に関する支障除去措置についてですが、まず平成24年4月に沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法一跡地利用推進法が施行されまして、その跡地利用推進法におきましては返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還実施計画を定めることとなっております。そして、返還後は当該返還実施計画に基づいて、土地の所有者等に土地を引き渡す前に駐留軍の行為に起因する

ものに限らず土壌汚染、不発弾の除去等の支障除去措置を講ずるということが規定されておりますので、西普天間住宅地区については跡地利用推進法に基づき、国がしっかりと責任を持って支障除去措置を行うと考えております。また、現在の取り組み状況なのですが、平成26年1月7日に沖縄防衛局において返還実施計画の案を示しております。それについて県は2月7日、宜野湾市は土地の所有者等の意見も踏まえた意見書を3月7日に提出しております。そして、沖縄防衛局で今これを検討しているところだと思います。また、土地の使用履歴についても沖縄防衛局で文献調査、あるいは聞き取り調査を行いまして、可能な限りの使用履歴を把握した上で返還実施計画に反映させようということを取り組んでいる途中であります。また、県の部局間の連携であります。地元の協議会一宜野湾市、市の地主会、沖縄防衛局、沖縄総合事務局、沖縄県で構成しております跡地利用協議会一呉屋委員もメンバーですが、それに基づく作業部会、これについては、県も企画部のみならず環境部も構成員となっておりますので、今後連携をしながら、宜野湾市とも連携をして取り組んでいきたいと考えております。

○呉屋宏委員 例えば、今の71ページのドラム缶の問題でもそうですが、52年前ぐらいですよ、返還されたのが。ということは、これはどういう使われ方がされたのかもわからないような土地だという。だからといって、今の知事公室長の話を聞くと西普天間住宅地区の使用履歴を出しなさいと言っても出さない、準備はしていないと。そういうことをやるのであれば、それこそ本当に51ヘクタール全部を検査しなければいけないのではないかと、ピンポイントで検査をされて大丈夫ですということになると沖縄市のサッカー場みたいになるおそれがあります。そこのところはどのように考えているのか、どれぐらいのものを防衛省と一国の責任でということは恐らく防衛省がやるのでしょうか、防衛省がどの程度の検査をやるつもりでいるのかということは県はチェックはしているのでしょうか。全部向こう任せですか。

○下地正之企画部参事 沖縄防衛局が策定します返還実施計画、それについても策定するまでには先ほどの跡地利用協議会、あるいは作業部会を通して協議を行うことになっておりますので、お任せということではなくしっかり協議をしてまいりたいと思います。また使用履歴についても、防衛省の聞き取りの範囲ですが、委員おっしゃるように、戦後は米軍の車両置き場として使われた時期もあったということも聞いております。その後、昭和28年ごろから今の住宅建設が始まったということは聞いておりますが、やはり具体的な使われ方につ

いては、今後とも協議をしながらしっかり返還後の支障除去が徹底されるような取り組みも行っていく必要があると思います。

○呉屋宏委員 これはまだ公になっていない事例ですけれども、皆さんが出しています「沖縄の米軍基地」という冊子の280ページに、実は2年後に返還されると言われている慶佐次の通信所がありますが、これは米軍基地ですかと聞くと米軍基地ではないですが米軍も一部だけ使っていると。ところが、それは平成7年ごろまでは米軍が中心となって使用していた、そして今は海上保安庁がそこを使用していると。米軍が使用していたことは使用していたわけですから、ところが今は海上保安庁が主流ですよとなったときに、今やっているような西普天間住宅地区と同じような跡地の返還の準備をする。危険物の除去作業というものはここにも当てはまるのかどうかを確認しておきたいと思います。

○下地正之企画部参事 先ほどお話ししましたように、例えば西普天間住宅地区において返還実施計画を定めるという規定につきましては、跡地利用推進法の8条に基づき日米合同委員会で返還が合意された施設ということですので、返還実施計画については合同委員会で返還が合意された、すなわちこれから返還が予定されている基地を対象にしているということです。ところが、跡地利用推進法の基本理念と申しますか、それにつきまして駐留軍用地跡地については、駐留軍用地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約一日米安保条約により我が国の駐留軍に提供したものであることに鑑み、国の責任を踏まえ駐留軍用地跡地の基本有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならないという基本理念もうたわれておりますので、既に返還された跡地においても法の趣旨を踏まえて国の責任において支障の除去措置が行われるべきものと考えております。

○呉屋宏委員 難しい話ではなくて、米軍が今まで使っていた間に海上保安庁が入っている、そして海上保安庁がそこをとってもう20年になります。そういうところでも間違いなく一そこも55ヘクタールほどありますから、55ヘクタールの返還跡地においても危険物の処理はしっかりと同じようにやってくれるということでのいいのですね。確認しておきたいと思います。

○下地正之企画部参事 慶佐次の通信所の件ですけれども、我々が東村に確認した範囲で申しわけないのですが、跡地返還に関する説明会を平成26年の5月に行ったと。これは東村から確認したことはありますが、海上保安庁が返還

に際しての既存施設の撤去や調査を行い、返還をするということです。

○**呉屋宏委員** 私が聞きたいのは、これは同じように処理されるのですかということを知りたいのです。

○**又吉進知事公室長** つまり、今の委員の御質疑はかつて米軍基地であった、それが我が国の政府に引き継がれた、そしてそれが返還されるに当たってその責任の所在はどこにあるのかということだと思います。今はそれに関する明文等は持ち合わせておりませんが、例えば、まさしく沖縄市のサッカー場におきましても、これは既に返還された土地であったということでございます。しかし、昨年来のこの事態を受けまして、防衛省は国の責任で調査、あるいは支障除去といったものをやると、これは言明しております。したがって、仮に慶佐次で何かそういう支障があった場合は、これは県のスタンスといたしましても政府の責任で除去をするということが時宜的に必要であると考えております。

○**呉屋宏委員** 今の知事公室長の話では、いわゆるそこに何か問題点が起きたらそれは国によってきちんとした処理をするということだと思います。ところが、そういう問題があるのかどうかの調査というものはどこがやるのかということなのです。つまり、先ほど一番最初に話をした沖縄市のドラム缶の問題というものは、公共工事が入って、芝を人工芝に張りかえようとしたらこのような問題が起こったと。ところが、それはきちんとした調査をしていれば工事が発注される前にわかっていたはずなのです。ですから、ここもやりながらそういう問題が出てから対処をするのですか。それとも、55ヘクタールの慶佐次の返還跡地は事前にきちんと調査をして、それから事業が入っていくのか、後先どちらなのですかということが聞きたいのです。もう一つ、使用履歴は恐らくここも出てこないと思います。使用履歴が出てこないということは、どういったことに使われていたのかということは外からも見えないので全くわかりません。ですから、あえてそういうものもない中で事業を入れて問題が出てきたら対処をするのか、それとも問題が出ない前にきちんと調査をして返還をしていくのか、どちらなのでしょう。

○**又吉進知事公室長** この調査の必要性、つまり事前にこれを判断しということですね。そういうことであれば、地元の東村と一例えば、東村が現在お持ちになっている情報等を突き合わせながら、その必要性については検討してまい

りたいと思います。

○呉屋宏委員 最後にしますが、実は慶佐次の集落から協力してくれと呼ばれてそこへ行っていろいろ話をしている中で、この土地の3分の2は部落用地なのです。個人用地ではありません。部落が何かを将来的にやるために使いたいののでこの提案をしてくれという話と、跡地として今中南部で行われているような跡地対策をしっかりと沖縄防衛局やほかのところも一緒に入れて行う、そういった事業が展開できるのかというところは不安なのですよ。どういう経緯かはわかりません。米軍でも沿岸警備隊が使用しているところなので爆弾やそういうものが出るとは思っておりません。しかし、それはわかりやすいですね。PCBが出るかもしれませんし、通信所なのでいろいろなものが出てくるのかもしれません。ですから、そういう部分と跡地利用という部分を両方とも心配しているわけです。そして、一義的に東村は部落が土地を3分の2持っているということは、基本的にその住民の皆さんがどういう使い方をしたいのかということが出てこない限り我々から積極的にそこをどうするというものをするつもりはないということは、責任は集落にあるというような捉え方をしています。また、部落も慶佐次地区もそれでいいと言っています。だからこそ、彼らはしっかりとそこを観光やいろいろなことに一東村には300校の修学旅行生が来て、年間3万人のシーカヤックで観光としても潤っているところなので、それをもっと発展的にもっていきたいと思っていますが、米軍基地跡だったというイメージは全国的には流れているわけです。ですから、そういうマイナスにならないような対処を県は東村を指導しながらやってほしいと。こう言ったら失礼かもしれませんが、職員も七、八十名しかいないような役場でそこまで手が足りるとは思えません。それこそ県側が指導的に一緒になって手助けをしますよということをやらないと、こういうところはまず無理だと思います。これは今までの跡地利用推進法と同じような形の対処の仕方をやってほしいと要望をして終わります。

○又吉進知事公室長 委員のおっしゃるとおりだと思います。十分地元のお話を聞いて、県と地元で連携をして必要な措置をとってまいりたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 午前中にもありました負担軽減の部分なのですが、76ページ、

陳情第34号。嘉手納町議会から出されました風防ガラス落下事故の中で処理概要下段に、「嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されており、一時的な軽減が見られる」という内容なのですが、この訓練移転によって軽減が図られたという読み方をしたらそう読み取れます。ところが、外来機がその割には飛来をして十分とは言えないという結び方をされています。実際に米軍再編に伴って移転が実施されたということなのですが、どの程度の移転がこれまでにされてきたのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○運天修基地対策課長 米軍再編で合意された嘉手納飛行場からの一部訓練移転につきましては、平成18年度に1回、平成19年度に3回、平成20年度に4回、平成21年度に2回、平成22年度に1回、平成23年度に3回、平成24年度に5回、平成25年度に8回、平成26年度に1回という状況でございます。

○仲宗根悟委員 こちらは、合計しますと平成18年度から今回まで移転が二十数回にわたって繰り返されてきたということなのですが、これは通常考えますと外来機も押し寄せながら、そして沖縄防衛局の目視調査からしますと平成25年度のほうが1万回も多く目視で確認をされたという実態調査もあります。この二十何回も訓練が移転されたということなのですが、この移転は移転をしたらそのまま続けるのか、移転をしたものがまた戻ってきているのか、その辺の実態はどうなのでしょうか。

○運天修基地対策課長 訓練にはタイプがありまして、タイプ1が1機から5機の米軍機が1日から7日間の間訓練移転をする。そして、タイプ2が6機から12機の米軍機が8日から14日間までの間訓練移転をします。それからグアム島への訓練移転というものがございます。

○仲宗根悟委員 では、実質は期間を定めて移転はしていくと。ところが、期間が終わるとまた常駐機ですから戻ってはくると。そしてまた、外来機が来たりするわけですが、実質的には機能として、あるいは訓練の内容としてはふえているという結果でいいのでしょうか。

○又吉進知事公室長 今、基地対策課長が説明しましたように、一つの形、いわゆる日米合意の形というものがあるわけです。それが実施されますと、確かにその分は騒音測定の結果にも出ております。しかしながら、今委員が御指摘のように、外来機がかわりに来てしまっただけではこれはトータルとしてふえてしま

うということがあって、これが本会議でも申し上げましたように、1万回の騒音発生の増加という実態があるわけでございます。したがって、この負担軽減が実現されているとは言えないというような認識でございます。

○仲宗根悟委員 今、知事公室長の答弁からもありましたけれども、沖縄防衛局の出した調査というものは新聞やマスコミ等で見て1万回もふえましたということで結果はわかるのですが、県の測定結果も同じように比例されているような内容なのでしょうか。

○大浜浩志環境企画統括監 嘉手納町の航空機騒音測定からですが、市町村も含めて20局ほど測定局を持っておりますが、これまでのW値が9局で環境基準を超過しております、これまでと同様の騒音レベルが出ているという状況でございます。

○仲宗根悟委員 もう一度確認しますが、沖縄防衛局の行った目視調査の回数がふえている、そして県の騒音特定調査でも回数もふえておりますし、基準を超える騒音がたび重なっていると理解してよろしいでしょうか。

○大浜浩志環境企画統括監 1局で申しわけございませんが、砂辺局がございまして、その局での年間測定数は平成25年度が3万4866回。平成24年度は2万9285回ということで、大体5000回ほど平成24年度より上回っていたという状況でございます。

○仲宗根悟委員 そこで、沖縄防衛局の目視調査というものは午前6時から午後6時までの12時間の調査だと。その前後の時間帯は目視調査がされていないのですが、県の音を拾う調査というものは24時間ですか。

○大浜浩志環境企画統括監 24時間、365日測定しております。

○仲宗根悟委員 そのうち航空機騒音規制措置が講じられている22時から翌朝6時までの間の音というものは何回あって、そして基準を超えたものもありますか。

○大浜浩志環境企画統括監 資料が今手元にありませんので、状況だけお伝えします。嘉手納飛行場は屋良B局でございますが、22時から6時までの月平均

回数は175.3回というものが確認されております。

○仲宗根悟委員 この航空機騒音規制措置については遵守をしてもらいたいと重ねて時あるごとに県も要請をしているのだと繰り返し述べられていますが、今お話がありますとおり、175回も違反といいますか、規制措置を守らないといいますか、そういったことが繰り返されているわけです。それが周辺に住んでいる方々からしますと、形骸化ですよねと。知事公室長も形骸化と言われてもいたし方がないというような言い方をされていますが、このような実態のあり方、基地の運用のあり方という部分については、やはり機会あるごとに訴えるしかないのかなと、県はどのようにお考えですか。

○又吉進知事公室長 嘉手納飛行場をめぐる騒音につきましては一騒音だけではなくて負担などといったものにつきましては、これは先ほど来申し上げておりますように、負担軽減が図られているとは言えない状況であると結果的に考えております。しかしながら、これまでいろいろな取り組み、それから日米両政府への働きかけといったものを十分やってきて、平成8年に航空機騒音規制措置というものが合意されているわけですけれども、まだまだ県民が望むような形になっていないということでございます。県としては、こういう状況というものは遺憾でございまして、引き続き知事の活動、あるいは我々自身の活動も含めまして、あらゆる機会を通じて日米両政府に対して求めていくというのが現在の県のスタンスでございます。

○仲宗根悟委員 もう一つなのですが、82ページ、陳情第48号。中城村から出されたオスプレイの飛行禁止を求める陳情について。オスプレイも運用もそうなのですが、日米合意を無視する形で住宅地上空を飛び回っているということで、ぜひこれはやめてもらいたいという陳情なのですが、その中でこのオスプレイが読谷村のトリイ通信施設でことしに入って4月、5月、6月と立て続けに兵士を乗せたり、おろしたりしながら伊江島のパラシュート訓練に出かけている様子がうかがえます。ただ、トリイ通信施設も訓練目的の使用ということはどうもわかっていないはずなのに3カ月も立て続けにされてきている運用の実態があるわけですよ。先ほどの航空機騒音規制措置ともからめて運用の実態というものが、取り決めにかなり無視してきているという部分について、どのように県は考えていらっしゃるのでしょうか。

○又吉進知事公室長 オスプレイの運用につきまして、まずオスプレイそのも

この問題、県民の不安が払拭されていないという状況につきまして、県としては、配備計画の見直し、あるいは配置分散等をやってくれと訴えております。今、トリー等で県民に不安を与える形で訓練をしているということにつきましては、この施設の目的、伊江島でパラシュート訓練を行うためという説明はされているのですが、しかし県としましては、やはり住民地域の近くで飛行機が運用されるということにつきまして、最大限の配慮をすべきであるということでは申し上げておまして、避けるべきであるということでは引き続き申し上げていきたいと思っております。

○仲宗根悟委員 結局は、基地の運用のあり方、もちろん取り決めの中では人員輸送、それからVIPという形でしか使われないはずなのに、そこは訓練を目的とした戦術着陸帯ではないですよということは再三申し上げますが、米軍側は輸送だけでしたと。そちらがおっしゃるような戦術着陸帯としての使用はしておりませんと言ってしまったらそこまでなのですよ。それから一步踏み込み切れない部分がかかなりあって、実際には訓練でしっかり兵士を乗せながら伊江島で降下訓練をしながらまた帰ってきて兵士をおろすという状態が繰り返されているながら、沖縄防衛局に問い合わせをしたら輸送だけですと、実際に踏み外した使い方はしておりませんという内容の言い方しかされないものですから、それから物が言えないのかなと。では、一体全体どうしたらこうなるのかと、そこには5・15メモのような基地の自由使用協定というものがまた日米間で取り交わされて、私たちの知らない部分でこういった取り組みがされていて自由に使えるのだという内容のもとでされているのではないかという疑念があって、これが仕方がないのですよね。そう思わざるを得ないのです。そういうことに対して県の立場としてどのようにこじつけ、そしてやりたいような使い方がされている実態、それをどう払拭するといえますか、皆さん、そうではないですよと言え立場なのか、それをどんどん言わなくてはいけないとは思いますが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 運用の実態と県民が感じる負担といったものの大きい乖離があるということだと考えております。これまでに本会議でも議論になりましたが、5・15メモにつきましては、県道104号線の廃止要求を機にそのときに明らかになったということもございします。まだ県としましても、何ゆえにこういう形で運用なされているのかということはかなり部分で知らないことが多過ぎると考えております。したがって、これを一つ一つ説明し、かつ状況を改善するようということをごを常日ごろ求めているわけでごをございまして、そういっ

た問題意識はきちんと持って住民の負担といったものをまず考えるべきであると申し上げていきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 余りくどくは申し上げませんが、これは日米間の取り交わしの中に沖縄があると。そこで行政をされる皆さんの立場というものは非常に難儀であろうし、苦勞もするであろうと思うのですが、やはり住んでいる住民からしますとどういった状態で使われているのか、私たちが要求をしても一向に無視され続けてこういった使われ方があるのだというような実態を目の当たりにしているわけですから、その辺については皆さんに汗をかいていただいて、難儀もしていただいて住民の生活を守るという立場に立って行政を進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 全く委員のおっしゃるとおりだと思います。基地問題について県としましては日米外交の問題といろいろ捉え方がありますがけれども、やはり住民の生活に密着する問題であるという視点を忘れることなく、今後日米両政府にしっかり訴えてまいりたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 私も少しばかり聞かせてください。枯れ葉剤の問題ですが、今沖縄市で問題となっているのはどういうことなのでしょう。あそこはサッカー場ですよね。さらに、整備をしてサッカー場の施設を沖縄市民に使ってもらいたいということでやっていたら廃缶が出てきたと。これが平成25年から起きていて、調べてみると八十何個の廃缶が出てきたと。この廃缶に枯れ葉剤が入っていたのではないかと、これは大変な問題だと言って今日に至っているわけですがけれども、およそ1カ年経過して今どういう状況で、いつからサッカー場の整備に取りかかれるのか、どういう見通しなのでしょう。まず最初に、今何が問題になっているのですか。

○大浜浩志環境企画統括監 ドラム缶が86本出てきて、その中から農薬類、それからダイオキシン類が確認されたということで、枯れ葉剤の一部ではないかという形でいろいろと懸念がされております。今の状況では、沖縄市も沖縄防衛局も結果からは枯れ葉剤が使用されていたかどうかという特定はまだされてはいないと思っておりますが、その有害物質といいますか、そういうものが出

ておりますので、その処分等について一土壤も含めてですが、国のほうで責任を持ってしっかりやっていってほしいということがございます。ですので、今後はまだ継続して深い部分の調査がございましたので、そういうことも終わって全て処分という形になってくるかと思えますけれども、いつからこの工事が始まるかということについては、今こちらで述べることは難しいと思っております。

○具志孝助委員 先に結論を聞きますけれども、沖縄市はどう考えておりますか。

○又吉進知事公室長 7月7日に、現時点での調査が出たときに桑江沖縄市長がコメントを出しております。調査についていろいろ御報告いただいた後—そのまま読みますと、「その他詳細につきましては担当部署より説明させますが、市にとって最も重要なことは1日でも早く市民の皆様が安全で安心な環境のもと、穏やかに暮らしていただけるよう国の責任において当該地域の汚染範囲を確定させ、有害物質に対してはしっかりと除染、除去していただき、現状回復が図られることとございます。また今後の調査のあり方やサッカー場の補償等を含めさまざまな課題が予想されます。つきましては、国や沖縄県におかれましてはより一層の御支援をいただく」といったことが書いております。これが基本的な沖縄市のスタンスだと考えております。

○具志孝助委員 要するに、枯れ葉剤が入っていた廃缶ではないかということですね。枯れ葉剤については、目下のところ特定はできないと。しかし、結論としてはイエスともノーとも言えないと、こういうことですか。少なくとも枯れ葉剤は入っていないということではないのですか。

○大浜浩志環境企画統括監 沖縄市も沖縄防衛局も大体同じでございますけれども、まだ枯れ葉剤があったという確たる証拠という形では報告書になっていないと思います。可能性があるという書き方になっておりますので、委員おっしゃるとおり、毒があるという話には今のところもってはいけないといえますか、はっきり言えないというものが今の現状だと思います。

○具志孝助委員 そうしますと、もう一つはこのことが原因で周辺環境を汚染している、そして周辺生活に影響が出るのではないか、例えばこれを原因としてそこから流れている水によって排水に影響が出てくるのではないか、生活に

影響が出てくるのではないかということについても調査をずっと続けているわけですよ。そして、その結果も出ているわけですよ。

○大浜浩志環境企画統括監 一般環境については県で調査をしております、これまでのデータからは異常となるようなものは出ておりませんので、我々としては自然環境には影響は今のところないだろうと思っています。また、そこから出てきた土壌なり、ドラム缶につきましても、今梱包をしてサッカー場内のコンテナで保管されておりますので、そこから飛散するような状況もないということでございます。

○具志孝助委員 大事なことはこれを原因として生活環境に影響を及ぼすということがあってはならないということが1点と、ここはもともとサッカー場として使用していて整備をしようということですが、この整備に早くつくことだと思っております。もう既に原因はわかっている、それも排除していると。あと86本ありますが、87本出るかもしれない。7本出るのか、8本出るのかということは問題ないと思っております。同様のものであればこれが86本でしたら問題はありますが、90本出たら問題が出てくるというような話ではないと思っております。そこのところの決着がつくのであれば、いかにすれば工事が再開できるかということも平行して考えることが大事ではないかなと思います。ずっとこれを永遠と引っぱって行って、まだ答えが出ていないとこのような形でいたずらに—いたずらにと言ったら余り適切ではないかもしれませんが、速やかに対応するというのも大事ではないかと思っております。どうも遅々としてこの問題が進まない。特別、行政に支障が出るわけではないものから、のんびりと調査の結果が出るまで待ってればいいと思っております。出たら出たでコメントを公表すればいい。このようなことではいけないと思っております。これはもう少し調査は慎重にやるべきですが、サッカー場を再開させるということも大変重要なことだと思っております。この辺の努力が少し欠けているのではないかと思ったりするのですが、いかがですか。そのようなことはないですか。工事を早目に進めさせるという方法も大変重要なことだと思っておりますが、これが少しおろそかではないのかなと思っております。どうでしょうか。

○又吉進知事公室長 やはりこのサッカー場は沖縄市の大変重要な施設ですので、委員がおっしゃるように、早目に安全を確認して子供たちが使えるようにということなのですが、事の性質といいますか、この枯れ葉剤の問題につきま

しては、まず、先ほど呉屋委員からも御質疑があったように、跡地であった部分から何かが出たときの手続の問題、使用履歴の問題、かつどういうふうに使われていたのかという問題が1つ、それともう一つは具体的にそこから有害物質が出てきているわけですので、このドラム缶の性質上枯れ葉剤ではないかと。枯れ葉剤は、御承知のとおり、ベトナムで使われて大変悲惨な環境汚染をもたらしたということで、これは県民の意識の中に非常に強く刻まれておりますので、そういう県民の不安を払拭しなければならない、かつ先ほど来やっております周辺の住民の健康に影響があってはならないといった幾つかの課題がありまして、これを全てきちんと解決した上で一沖縄市とも話をしてみますとやはり再開をしたいのだというものが沖縄市の考え方でございまして、県はそれを尊重するものでございます。

○具志孝助委員 この場所で八十何本のドラム缶が出ていて中身も大体わかってきた。ただし、これが枯れ葉剤であるのかないのか。このことはサッカー場の再開とは問題ないと思っております。さらに、何かほかにもあるのではないかとということが問題であるとすれば、ほかにあるのかないのかの調査をすぐにやればいいのではないですか。例えば、さらに掘り起こす必要があるのか。あるとすれば掘り起こしているのかどうか。そういうことをある程度明確にして、それはいつまでに終わるのかということも大事ではないかと思っておりますが、この辺の努力が足りないのではないかと思います。何もこれをいっかげんにしなさいということではないです。きちんとやるべきことはやっている、皆さんは環境調査などもやっているわけです。そして、今は問題ないと言っております。さらに新しいものが出てくるというのであれば、どういった作業が残っていて、いつ終わるのかということも明確にすべきではないですか。終わるまでやりますというようなことでエンドレスな調査をやっているようではいけないのではないかと思っておりますが、そうでもないのですか。余りにも時間がかかり過ぎると思います。いつ聞いても大体答弁は一緒です。疑いがある、調査をしておりますと。新しい結果が出てこなければ工事を再開していても、この調査研究はできるはずですよ。

○大浜浩志環境企画統括監 先ほども申し上げましたとおり、北側の駐車場にアスファルトがある部分がありますが、その辺で金属の感知をしているということで、そこの調査をまずやらないといけないということもありまして、既に沖縄防衛局は工事の告示等をして作業に入る準備を進めております。ですので、そういったことも早目に進めて結果を早目に出してもらおうということが早道で

はありますが、もう一つ深場の調査、それから今はされていないところの調査がありますので、そこになるべく早目に防衛省には着手していただきたいなと思っております。

○具志孝助委員 政府の責任で調査をやるということは大事なことです。いいかげんにしなさいとは申し上げておりません。政府の責任でやるのであって、それは徹底してやってくださいと。でも、いつまでにできるのかということはある程度示してもらって、それまでにできなければなぜできなかったのかと。ではいつできるのかと。こういうような形で作業を進めないといつまでも永遠と続くような、それはやってみないとわかりませんよというようなことではだめだと思っております。使う側からしますと、大変迷惑な話だと思います。そもそもあそこをサッカー場として整備しようとしているさなかにとんでもないような問題が起きてしまったわけです。1カ年もかかって政府の責任ですから沖縄市もそんなに責任を感じない、県も沖縄防衛局に聞いてみますというような形で他人事のような形になってしまっているのではないかと思います。ですから、政府がやるというのであればいつまでにできるのかということをきちんと聞いて、もうしばらく時間がかかるということを市民に説明すると。いつごろの予定だということをしっかり目標を立てさせるということが大事だと思っておりますが、いかがですか。それをやる必要があるのではないですか。

○大浜浩志環境企画統括監 まだ調査がありますので、その辺のところを3者の工程管理というものがありますので、それでスケジュールをきちんと確認していきたいと思っております。

○具志孝助委員 今申し上げたいことは、調査をいいかげんにしなさいということではありません。やるのであれば徹底して調査をしてもらわなければいけないのですが、いつまでに終わるのだというめどづけをして関係者にそれを説明してほしい。予定がうまくいかない場合もあります。そのときは当然ながら理由を説明して延期をするということになるかもしれませんが、いつごろまでに決着をつけるということは見通しを立ててやってもらいたいと、そういう時期ではないだろうかと思っております。政府にはそれくらいの責任、目標を示してもらおうようにやってほしいということも言っておきます。

それから、部品落下の問題について。これもこれだけの基地を提供している沖縄としては極めて重大な問題です。一方、自衛隊という基地もあって規模が全然違うわけですが、それにしても米軍の管理や航空機器の整備等々に

については、国民性の問題なのか、基地を提供している沖縄県民にとって極めて迷惑な話で、あってはならないことだと思っているのですが、どうなのでしょう。この際、米軍の基地の内容、例えば先ほどは軍用機材の数の問題がありました。あるいは自衛隊機の数の問題、訓練の頻度の問題もあります。もし自衛隊でこれだけ物を落としたということがあれば、それこそ基地司令が更迭されるぐらいの事件だと思います。それぐらい隊を挙げて驚いて緊張してかかると思います。その点、米軍は沖縄県民を軽く思っているのか、あるいは国民性なのかわかりませんが、極めて迷惑な話です。ここで自衛隊においてはこんなことはあり得ないというようなことを示すためにも、県で米軍の落下事故の問題について比較検討、これを一度調査してみたいかと思いますが、いわゆる事故の発生頻度をです。我々にしてみれば考えられないと、こんなに部品が落下するという事は緊張が足りないのか、日ごろの機材の整備がいかげんなのか、我々は自衛隊を目の当たりにして、こういうことは考えられない話だと思っています。自衛隊にあっては、こうであったという比較をする数字をはじき出して米軍にそれを示すと。そこでもう一度しっかりとした管理をしてくれというように嚴重注意を促すということをやってみてはどうかと思うのですが、難しい話ですか。

○又吉進知事公室長 確かに問題意識として起きたことに対して申し入れをして再発防止ということもやっているわけなのですが、今委員がおっしゃったように、ほかのところではこうだといったような要素を情報として持つておくことも極めて重要であります。個別の原因といったものにつきましては、一部は公表されているのですが全体はなかなか公表していただけないということで、これは大変不満でございます、これは申し入れております。また現在、基地対策課等で海外で起きた事故等の情報も適宜収集して、それが仮に沖縄で使用されている機種であれば、それは沖縄でも起こり得るのではないかとといったような形で調査なり、研究なりをしております。それは機会を見て海外でこの機種が事故を起こしていますが、沖縄ではどうかといったことも今後しっかりと理詰めで説明を求め、それについて説明を受けるという形はとってまいりたいと思っております。

○具志孝助委員 今言ったことも1つですし、もう一点はこれは大変失礼な話だと思っておりますが、この落下事故を起こしたいいわゆる関係者ですね。これらの処分、これを嚴重にやっているのかと。例えば交通事故であれば、当然我々の目の前で刑事罰が科されますよね。軍規はどういうことになっているのか。私は

緩いのではないかと感じております。緩いのではないかという話はやりにくい話だと思いますが、ここまでひどく風防ガラスが落下したということは恐ろしい話です。このように不整備な、整備が行き届かないような飛行機が年中我々の頭の上を飛んでいたということになれば、これは海を含めた中では島というものはわずかな部分で陸上に落下する率が少ないからそうかもしれませんが、恐ろしい話なのです。ですから、軍規が緩いのではないかと。正直なところ自衛隊であれば、大変なところだったと思います。そういうような単純ミスを起こしたら、それは昇進どころか、すぐ転属されるはずなのです。米軍はその点、これはミステークなのだ、何も被害はなかったので問題はないのではないかと行って済まされたのでは、これは毎日生活しているものにとってみれば、24時間不安であるということになるわけですよ。北中城村ではないわけですが、我々の上空にこんな飛行機が飛んでいると思ったら毎日不安でたまらないということに当然なるわけですよ。こういう状況でありますので、大変失礼ながらどうなっているのかと。これは処罰になっているのかということも私はこの際開示してくれと、どういう処罰をやったのかということの開示を申し入れる必要あると思っておりますが、できますか。

○又吉進知事公室長 県としましては、この申し入れの際に米軍の安全管理体制に疑念を持たざるを得ないと申し上げております。それは今委員がおっしゃった趣旨とほぼ同じ意味だったと思います。委員が御指摘になった責任の所在はどこにあるのだということにつきましては、県としましてもしっかりと明らかにするように求めてまいりたいと思っております。

○具志孝助委員 普天間飛行場は、これは話にならない、論外です。あれだけの都市の中にあれだけの機能を持った基地があるということはそもそも異常で、それこそ一刻も早く何とかしなくてはいけないという中で辺野古移設の問題が出てくるわけですが、しかし依然として嘉手納という大きな基地がありまして、訓練は今後も引き続くわけです。我々は基地を提供しているものとして安全確保を図るためにも、どうしてもそれは迷惑施設に変わりはないわけですから、可能な限り我々はその基地に対する使用制限を加えていかなくてはならない。当然今も制限があるわけですが、ここでもう一回基地の使用制限について嘉手納基地の整理縮小と同時に嘉手納基地がこれだけ大きくあるわけですから、改めてこれを考える必要があるのではないかと思います。例えば、1つには基地の面的な整理縮小ですね、基地の返還の問題がある。それから機材のキャパシティの問題があるのかなと思います。今、米軍の機材が158機と現数

がこの数字になるということですが、これには特別制限というものはないのですか。報告された数字がこれだけありますであって、これは今、キャパシティーとしてこれが上限ということなのか、この辺の目安というものはないのでしょうか。

○又吉進知事公室長 特に公表はされておられません。

○具志孝助委員 公表されていないということは、あるかもしれませんし、ないかもしれないということですか。

○又吉進知事公室長 つまり、嘉手納飛行場における飛行機の適正数といえますか、今委員がおっしゃる趣旨の上限でありますとか、そういったものにつきましても、数字を持っていないということでございます。

○具志孝助委員 基地負担の軽減ということで、今は普天間の機能の可能な限りの機能停止ということも求めているわけですが、私は今から嘉手納その他についてもこれだけ落下事故を頻繁に起こすような米軍に対してはもっと積極的に沖縄の基地の使用を制限するといえますか、それでは沖縄の米軍基地というものはどれぐらいのキャパシティーだと考えているのか、どれぐらい許容できるものと思っているのかと。いいかげん我々もこの辺が限度だと。こういうことを検討すべきだと思っているのですが、今皆さんのところではそういうような研究もしていますか。

○又吉進知事公室長 許容、限度といったいろいろな見方があると思います。ただ、再三政府に対して県として確認を求めているものは、とりわけ海兵隊がここでこれだけの兵力がいる目的でありますとか、その機能というものにつきましても、政府に質問状を投げて2度ほど返ってきておりますけれども、どうも納得のいく回答は返ってきておりません。したがって、なぜここにこれだけの基地が必要だ、兵力が必要だということにつきましても、これは常に政府に対して説明を求め、説明ができないのであればやはり整理縮小に全力を挙げるべきであるといったスタンスで臨みたいと思っております。

○具志孝助委員 基地の整理縮小というものは、目下のところ一定の目標を持って実現に、今、走っていると。私は当面こんなものかなといいぐあいに思っているわけですが、この訓練の制限といえますか、航空機機材のキャパシティー

一の問題、あるいは米軍機の離発着を一体全体幾らまでやればいいのかと。そして、全く無制限で自由に使い放題でよしとするのか、騒音についてもかねてよりあるわけですが、これについてももっともっと検討を加えて徹底した規制をかけていくという米軍基地の許容範囲と訓練の許容範囲、そういったものを具体的に検討して政府とやりとりをしていく、そういう時代ではないのかなと考えております。しかし、自衛隊があれだけ装備を整えて主権国家として自分の国は自分で守ると、法的な整備も一生懸命やっけていこうと、それに合わせて装備の整備もやっけていくということですので、当然ながら米軍は単なる抑止力という名で自由に使っけていいということではあっけてはいけなっけて思っけております。やはりそこは訓練基地なので米軍の機能を高めるための訓練であっけて、我々にとっけてはある意味において迷惑なのです。ですから、一定の制限があっけてしかるべきだと思っけております。これは基地を提供している沖縄側が声高に叫んでいけなっけては解決できる問題ではありませなっけて。どこからでも出てくるような話ではなっけてのです。日本は、もとよりアメリカに対して外交力は弱いわけですので、これをサポートする意味でも沖縄側が声を上げていくと。そのほうが外交力を高めていくための一つの要素になると思っけています。提供している沖縄側がこれ以上は我慢できなっけてと言っけているということで、逆に政府にとっけてはいいことだと思っけております。迷惑な話では決っけてないと思っけています。ですから、私たちは大いに検討をしてどういっけていう数字が出せるのかと。これも容易なことではなっけてないと思っけています、どういっけていう制限を加えていくのかと。いっけていうことですので。どれだけがあっけて現的な話なのかと。いっけていうことはよほどの研究、軍事的な能力を持たなっけてない限りできるような話ではなっけてないので簡単ではなっけてないと思っけています。皆さん方には地域安全政策課がありますよね。そういっけていう研究も含めて、これからの基地の使用制限は沖縄側が新しいものを考へていくのだと。いっけていう研究も、部品の落下事故がこれだけ頻繁に起きてくることになりませなっけてすと、この辺のところから手を加えていけなっけてないと小手先のことでどうにもならなっけてないと思っけているのですが、どうですか。そのようなものをテーマにして研究をしていっけていつごろにはこうしたいと。いっけていうことをこれから始めていくと。いっけていう私の意見に対してどう思っけていますか。

○又吉進知事公室長 やはり現実に国内外の基地の具体的に騒音でありますとか、事件・事故でありますとか、そういっけていうものに被害を受けている県民の方がおられて、こういっけていう方々の負担と。いっけていうものをまずはとるということが基地行政の最大の課題であると思っけてしております。その上で県全体として一委員は許容範囲とおっけてしゃいましたけれども、そういっけていうものを出せるのかどうか、コン

センサスとしてそこはなかなか難しい面がございます。ただ、基地に関するさまざまな運用の状況でありますとか、あるいはアメリカの戦略的な狙いでありまうとか、そういったものを収集しつつ、またこれは知事公室だけではなくて環境生活部や農林水産部といったところがそれぞれの行政課題として基地問題を抱えているわけでごさいますして、そういったものを解決していくための情報の収集、あるいは県民の声の収集といったことは安全保障研究の中でしっかりやっていきたいと思っております。

○具志孝助委員 米軍基地あるいは安全保障問題については、私はどちらかという政府のよき理解者の一人だと思っております。抑止力は大変大事ですし、ぜひとも沖縄の尖閣の問題、沖縄の地理的な位置の問題から考えてみても、一定程度日本の国民、沖縄県民としても協力すべきは協力すべきだという立場ではあるわけですが、しかし、もうそのような時代もどんどん変わってきていて日本はそろそろ自前で自分の国の防衛はやっていくと、そういうところに移行しつつあると思っております。迷惑をこうむっている沖縄側が積極的に米軍基地の訓練、使い放題、やりたい放題、自由でいいということではあってはならないということを改めて研究をして、しっかりとした理屈のもとにそのような要求をやっていく、そういう時代が来たのではなかろうかということをおもっておりますので、今言うような意見を申し上げました。

オスプレイについてですが、オスプレイは欠陥機と言われております。それは導入当初事故が多く発生して、県もそのように言って配備もまかりならないと言ったわけですが、オスプレイは日本の自衛隊も導入を検討しております。私はオスプレイは欠陥機ではないと思っております。開発当初はそのようなこともありましたが、今は科学的に説明をしているわけです。ですから、これはそういうことを払拭しなければいけないことだと思っております。県はオスプレイは欠陥機という認識ですか。

○又吉進知事公室長 欠陥機であるか、欠陥機でないかという観点でオスプレイの問題を県が申し上げたことはございませぬ。しかしながら、オスプレイは開発当初に事故がかなり頻発しておまして、それが我が国では真っ先に沖縄に配備されるという状況の中で、県民はこれは安全ではないのではないかと、欠陥機ではないのかという形で不安を持ったわけでごさいますして、そしてその不安はまだ払拭されていないと考えております。幸いながら大きな事故は今のところ起きていないということは大変いいことであると思っておりますが、ただ、それでは今オスプレイが飛んでいる姿を見て県民が不安を持っていないかとい

うと、そのこのところはいまだに不安があるのではないかと県は認識しております、やはりオスプレイは先ほど来申し上げておりますように、配備計画の見直しとさらに訓練移転、拠点の整備といったことを県外で行うべきであると、県は申し上げているわけでございます。

○具志孝助委員 時間がないという委員長からの指示ですので、早目に終わらせるために話を短目にするのですが、オスプレイが欠陥機であると当初から言われてきましたが、そうでないと払拭することは必要ではないですか。欠陥機が飛んでいると、あれはいつ落ちるのかわからないよと。このような認識で日常オスプレイが飛んでいるということは、ずっと不安な状態に県民を置いているという状況なのです。それに対しては、一定の説明が必要ではないですか。欠陥機ではないという認識を持たせることは大事ではないですか。

○又吉進知事公室長 オスプレイの配備に当たっては、米政府は米政府なりに異例とも言える環境レビューといったものを作成して一あれはかなりの労作だと思いますけれども、一定の説明はしたと認識しております。また、政府におきましても、その配備のあり方等についてはいろいろおっしゃっているわけですが、やはりこの機体に対しての一般県民の不安といったものは時間をかけて、あるいはしっかりとこれは政府の責任できちんと説明をしてということがやはり大事でございますので、その意味ではまだ不安が残っているのであろうと県は考えております。

○具志孝助委員 中城村議会が、欠陥機と指摘されているオスプレイというように公式な陳情文書にこのような言葉が出てくるのです。これについては欠陥機ではないということを県は示す必要があるのではないですか。

○又吉進知事公室長 これは政府がおやりになるべきだと思います。県が示すということは県の責任ではないと考えております。

○具志孝助委員 では、国はどのようにして説明をすればいいのですか。そのような人たちに対して国の責任でと言うのであれば。

○又吉進知事公室長 方法などといったものは県としてなかなか申し上げにくいのですが、やはり最終的に丁寧に説明をする、あるいはオスプレイの状況、そして最も重要なことは県の結論といたしましてもオスプレイは配備計画を見

直すべきであろうと考えておりますので、やはりそちらのほうに取り組むべきであると考えております。

○具志孝助委員 防衛省は早い時期にオスプレイは欠陥機ではありませんという声明を文書で出しましたよね。県にも示して、私もその文書を見ました。政府は一応は終わっているわけですよ、そうではないという説明は。十分に製造元の調査をしてやったわけです。時間がないので終わりますが、私はそういう意味で、オスプレイが安全な飛行機であるということを何らかの形で県民の理解を得る必要があると思います。そういう不安を持っているとするならば。ですから、必要な人にはオスプレイを公開すると。公開して安全性を県民にしっかり理解してもらい、そのような機会も必要ではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 いろいろなオスプレイに対する見方があると思いますので、委員のおっしゃったやり方も一つの方法であろうかと思えます。ただ、それで全ての方が納得するかどうかということは別の問題でございまして、しかし、あらゆる手を尽くして政府の責任において県民の不安を払拭する、あるいはオスプレイの配備計画について見直すという努力がなされるべきだと考えております。

○具志孝助委員 ぜひ米軍に対してオスプレイの安全性を広く県民に理解をもらうために、オスプレイの公開を含めて徹底させるといいますか、そのような努力が必要だと思えます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 80ページ、陳情第45号。部品落下の件についてですが、ずっと皆さんの対応と答弁を聞いていて思うのですが、今運用の問題とおっしゃる言い方もあったのですが、例えばこれが日本本土で落ちた場合、それから諸外国の米軍基地で落ちた場合、どのような対策といえますか、対応になっているというものを情報的には持っておられるのですか。

○又吉進知事公室長 類似の事故が起きているかどうかということにつきましては、県の基地対策課におきまして適宜その情報収集はしております。また、

そのときの報道ベースなどやあるいは米軍のリリースといったものについては、全てではないにせよ一つ一つチェックはしております。ただ、どういう対応がそこでとられているのかというような認識といいますか、見識についてはまだしっかりとしたものを持っていないということでございます。

○比嘉京子委員 私は、日本の主権が非常に問われていると見ています。沖縄にこの半年間に5回も落下物があったと。そのような状態において日本政府がこのような放置の仕方、処理のあり方、物の言い方、そういうような状況をずっと見ているもこれは常々言えることなのですが、日本は主権国家なのかということに疑わざるを得ないわけです。国民が危険にさらされている、しかもそれに対して他国の基地からの由来であると。それに対してこういう対応ということは、余り言いたくはないのですが、例えば沖縄に対する二重基準、差別意識、そういう言葉が使われない限り説明できないのではないかと思います。これだけ物が落ちて、飛行機が落ちて、ヘリコプターが落ちて、人命に影響がなかったと言う、このような対応の仕方というものは米軍基地を置いている他国の状況を沖縄県がもっと調査をして運用の実態を調べるべきだと思うのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 米軍機の運用の実態がどのようなものであるか、あるいは海外、日本国外の基地でどのように運用されているのかといったことにつきましては、今適宜情報収集をしておりますけれども、ただもう少しそういうものを強化する必要はあろうかと思っております。

○比嘉京子委員 この間、勉強会でイタリアの事例がありました。飛行場の飛行機の回数、飛ばす時間帯、航空経路、全部イタリア軍隊が決めています。アメリカが決めるものではありません。そして、もしも事故等が起こったときにはそれを証拠物件として地元イタリアが押さえるのです。ですから、今のことを考えますと、飛行経路の変更等も全部イタリアなどがやるのです。イタリアにあるアメリカ軍基地ですよ。そのことを踏まえると、今の沖縄は植民地だと思います。米軍の、軍隊の植民地です。全く沖縄に我々の主権はないと言えらると思います。ですから、私は皆さんが国に物を言ったり、アメリカ軍に物を言ったりするときに他国でどのように運用されているのかをしっかりと把握して、なぜあれが他国でできていて沖縄ではできないのかということにメスを入れない限りずっと繰り返されると思います。そして、そこに根本的な問題があると思います。ぜひ急いで調査研究していただきたい、事例はたくさんあります。皆

さんが識者から情報を集めようとする、それはすぐに集まります。そのことを踏まえると、今のような答弁も絶対できない、させてはいけないと思います。また、日本政府にそれを黙認させてもいけない、それぐらいの物言いを我々はします。県が県民の命を守るというスタンスに立てば、今のようなあり方では話にならないと。先ほどから非常にある意味で残念でならない答弁だなど思っておりますので、ぜひとも急いで運用がどうあるべきかということを一歩米地位協定がなかなか動きそうにないので、運用で我々の主体性を持つという、仕事をするとすることが必要ではないかなと思います。

話が違うのですが、それと同時に3ページの陳情平成24年第129号の2、21ページの陳情平成25年第25号の2、37ページの陳情平成25年第76号について。先ほどからあります化学物質の問題なのですが、これについて沖縄市と沖縄防衛局が調べてオレンジ剤の成分ではないかと、これの割合がどうのこうのということがあるみたいです。ここまで調査をして沖縄県としてはオレンジ剤がそこに存在しているというような確証はいまだかつて持ち合わせていないということに理解していいのですか。

○大浜浩志環境企画統括監 今、7月7日に公表してもらった資料等をもっておりますが、我々もこれを見て精査をしなければいけません、今の段階ではまだ特定できない状況にあります。

○比嘉京子委員 少し話をバックさせてしまうのですが、7月7日の琉球新報に書いてある「2003年に米陸軍の化学物質庁が作成した報告書」というものはもちろん入手して一読されているのでしょうか。

○運天修基地対策課長 「ジョンストン環礁の生態系アセスメント」というものの中に、1971年陸軍はジョンストン島においてレッドハットエリアと知られている41エーカーの土地を化学貯蔵庫として使用し始めた。これら貯蔵されていた兵器には、神経系、びらん系の化学剤を詰めたロケット、砲弾、爆弾、地雷及びトンコンテナが含まれていた。1972年、米空軍は55ガロンドラム缶入りの化学物質であるオレンジ除草剤、約2万5000本をジョンストン島に持ち込んでおり、それらはベトナムから輸送され沖縄において貯蔵されていたものであるという記述があります。

○比嘉京子委員 この中にドラム缶2万5000個分のオレンジ剤を県内に日本復帰まで貯蔵していたということが明記されているとあるのですが、その明記は

確認済みなのでしょうか。

○運天修基地対策課長 この件に関しまして、外務省は平成23年8月19日の発表で事実関係をさらに詳しく承知するため米側からさらなる確認を行っているとしておりましたが、米側からは改めて過去の記録を確認した結果として当時米軍が枯れ葉剤を沖縄に持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった旨の回答があったということでございます。

○比嘉京子委員 日本政府に問い合わせをすることも必要なのでしょうけれども、私は沖縄県が独自に調査をするルートを持つべきだと思います。国の言うことをずっと我々が受けとめてきて、後々にどんどん事実が解明されてきて我々の身の上で起こってくるということはかなりいろいろなところで経験していると思います。というのは、今退役軍人の証言ですとか、状況証拠的にもいろいろなことが起こってきているのです。しかし、米国政府も日本政府もそれを認めていないわけなのです。我々は、県民の安全を考えたり、健康に及ぼす影響を考えたりするときに、そういうことを待ってはいけないと思うのですが、いかがでしょうか。独自で自分たちの目で確認をすることが必要ではないかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○又吉進知事公室長 一義的にこの問題はもちろん両政府でしっかり行ってそれを説明すべきだということもありますが、今委員がおっしゃったように、県としてもできるだけ努力はしていくと。沖縄県がそのソースを追及していくということはなかなか難しい面もございますけれども、できるだけことはすると。ただ、沖縄県の現在のスタンスというものは周辺住民の健康被害でありますとか、そういうところに影響がないかということを考えておまして、そのために環境部でも水質調査ですとか、今ここで被害が生じていないかということ非常に神経質といいますか、かなり注意を払って調査をしております。その上で、委員がおっしゃったようなそもそもこのような事実があるのかどうかにつきましても、できる限りの調査をしてまいりたいと思っております。

○比嘉京子委員 私は、何か月ぐらい前でしょうか、退役軍人の子供に当たるある種の奇形を持った方のお話を伺ったことがあるのですが、これは補償の問題やいろいろなものがあって、いろいろな隠蔽がなされるということはこれまでの歴史的な事案からもあると思います。そういうことで、国というものはそういう動き方をするものだということを踏まえながら一問い合わせることは

結構ですが、平行してきちんと沖縄県が主体性を持っておかしいことはおかしいと、そして自分たちの調べた結果においてきちんとそれを回復させたり、補償させたり、そういうようなことを要求していくという姿勢が必要だと思えます。ぜひそういう方向でやってもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 県民の皆様がまだまだ納得していないということは認識しております。したがって、そういうニーズも踏まえて県としては必要な調査をやってまいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 今、答弁がずれていると思うのは、国を通して、それかアメリカ政府のことではなくて今ドラム缶が発掘されている、そしてもっとあるかもしれない、それについてどう調査をやるのか、どう掘り起こしていくのか、そしてそれをどう片づけていくのか、いろいろなことが起こるわけです。そういうことにおいて、私は国や外務省、沖縄防衛局というところを通して皆さんが情報の収集を図ったりしているうちに証言がいろいろと起こってきたり、それからそういった方々が沖縄に訪れて自分の親から聞いたことを話したり、いろいろするわけです。そういうふうにして状況証拠が整ってきているにもかかわらず、まだオレンジ剤があるのかなのかということを確認できていないと現時点でもそうおっしゃっています。そういうことについて、こういう態度ではいけないのではないかと。確かに仕事の的に大変であるかと思いますが、やはり沖縄県では一方で国を通して聞くことはおいておいても、自力でやっていくということが必要だと思います。

沖縄市のこれまでの調査とか国が補償すべき問題だと先ほどからおっしゃっていますけれども、沖縄市の調査費用などは国が持つのでしょうか。自治体が持つのでしょうか。

○又吉進知事公室長 確たる答弁が今できないのですが、沖縄市は、これは前市長が要求していたと思えますけれども、その費用、それからサッカー場の建設に遅滞が生じたことも含めて政府に補償を求めるというスタンスであったと思えますが、そのスタンスは現在も変わっていないと思っております。

○比嘉京子委員 今までの調査費用は市が持っているとして理解をしております。そういうことは市の責任ではないのです。そこからしてもやはり沖縄県が今どういう態度をとるべきなのかということがまさに問われていると指摘しておきたいと思えます。

次に、43ページの陳情平成25年第78号、58ページの陳情平成25年第144号、65ページの陳情第13号、普天間基地の辺野古移設問題についてお聞きします。

皆さんがずっとお答えになっている問題ですが、この答弁の書き方に非常に疑問を感じます。例えば、59ページに1から3まではこのようにしました、4から5については、このように処理概要を述べていますとありますが、今もう承認しているわけですよね。それは処理概要としては妥当なのでしょうか。訂正等はなくたってよかったですか。一例ですよ、59ページと言ったのは。

○大浜浩志環境企画統括監 環境生活部の処理方針としては、書かれている部分の変更はございません。

○比嘉京子委員 では、これまで環境部がずっと堅持してこられた現在でも指摘し続け、それから懸念を持ち続けているということがそこに示されていると理解をするわけですが、そうであるということですよ。

○大浜浩志環境企画統括監 記述のとおりでございます。

○比嘉京子委員 幾つか指摘をしたいと思います。特に、土木建築部の承認がなされてからですが、皆さんが期待している普天間飛行場代替施設建設事業にかかわる環境監視委員会一たしか3回ほど開かれていると思うのですが、1回のものがインターネット上に出ています。それを読んでいるとは思いますが、例えば60ページの質問者が言う土砂の問題、それからジュゴンの問題を4つあるものの中から私が2つ取り上げたとして、ジュゴンの生息状況の確認方法についてという委員の意見があります。それを見てみますと、「存在・供用時におけるジュゴンの調査期間について、生息状況が安定したことを確認した後に終了するとあるが、生息状況が安定したとはどういうことを言うのか議論しておく必要がある。また、現在生息している3頭のジュゴンが工事終了後まで生きている保障もないため、2頭になってしまった場合には工事による影響なのか、自然死亡によるものなのかを、どのように判断するのかということも少し考えておく必要がある。」と。つまり、これは誰にも証明できないと思います。ですから、これにはちゃんと逃げ場があります。それから海砂については、「海砂を埋め立てに使う計画になっているが、海砂採取によって深掘りの跡地が生じ、それが内海においては貧酸素水塊の発生源になっているということが水産業者、漁業者等を中心に非常に問題視されている。全国漁業協同組合連合会は深掘り跡地を埋め戻してほしいという要望もしている。数量として岩ズリやそ

の他に比べて少ない海砂を使用するという点に疑問を感じるがどうか。」と。このように皆さんは今とり得る対策において十分な対策なのでしたとする、承認すると言っていますが、もはや第1回の会議でジュゴンが死亡したときはどうするのかと、誰がどう証明をつけるのかという議論も既に始まっています。それで、お聞きしたいのですが、環境部は現在もこの意見を堅持しているから書きかえていないのだと先ほどおっしゃっておいりました。こういうことは承認のときに公有水面埋立法第4条の第1項第2号に何ら影響がないと皆さんは判断されたという結果が承認ですよ。

○末吉幸満土木整備統括監 委員御指摘のとおり、私どもとしては環境生活部から環境に対する懸念が払拭されないという意見を承りました。それに基づきまして事業者に見解を求めるとともに申請書を審査しまして、私どもの審査基準に適合しているということで承認の判断に至ったということです。

○比嘉京子委員 それで、これは去年の12月5日に出された陳情にこういう処理概要を書きかえないで今日まで置いているという環境部の意見なのです。それを書きかえる必要がないということでやっている。そして皆さんは、さまざまな留意事項の中に監視団をつけてほしいと要望をしました。そのことをもって、十分な適応だという判断をしたのだというものが今承認の基準となっているわけです。そうですね。

○末吉幸満土木整備統括監 環境監視委員会を設けなさいというものは条件ではございません。それは条件ではなくて、もともと事業者側というものはそういう環境を監視しますと、あるいは事後調査をしますと。そのためにいろいろな検討会を使って事後調査もしますし、環境監視もしますということは申請書に述べられています。それを我々は留意事項として名前を変えて環境監視をやりなさいということであらうだけのことです。

○比嘉京子委員 お尋ねしますけれども、皆さんがいう専門家等の意見を聞いてというものは誰を指しているのですか。環境監視委員会がやるからというものは承認の条件ではない、それはわかります。ですが、皆さんが承認の条件にしている専門家等の意見を聞いて対処するからとしたという、そこでいう専門家とは誰ですか。

○末吉幸満土木整備統括監 それは最初的时候には、有識者研究会ということ

で環境の保全とその他で修正されておりますが、今回は環境監視委員会ということでその中に専門家等がいらっしゃるでしょうし、またその委員会の中でのいろいろ他の委員の方にも指導、あるいは助言を仰ぐものだと理解しております。

○比嘉京子委員　ですから、皆さんが今現在とり得る最大の対策を講じているので承認とするという条件の中では専門家の意見等を聞きながらその時々に対応するので適応するだろうと判断したわけですよ。そのときの専門家というものは、この人たちも指すわけですよ。この人たちは指さないのですか。

○末吉幸満土木整備統括監　この専門家につきましては、事業者が適正に選択—失礼な言い方ですけども、そういう専門家の方に助言を求めるようなことになると思っております。

○比嘉京子委員　ここに専門家委員会の位置づけについてというのがあります。その中で委員会—対策等の実施に当たって環境監視等委員会を設置しというものが沖縄県の留意事項に基づいているので、それに基づいて我々は科学的な見地から物を言うのだという位置づけになってはいますが、お認めにならないのですか。

○末吉幸満土木整備統括監　確かに、留意事項に環境監視などをつくりなさいと書かせていただいておりますが、これのもとになったものもともと事業者のほうでいろいろな事後調査なり、環境監視を入れて検討委員会をつくりますということをやっていますので、それを私どもは事業者の責任においてそういう委員会、検討会をつくると理解しております。

○比嘉京子委員　では、皆さんが期待している専門家等の意見を取り入れながら対処していくということによって了としたという専門家は誰を指しているのですか。

○末吉幸満土木整備統括監　先ほども答弁させていただきましたけれども、この専門家というものは事業者のほうで選任されるものと理解しております。

○比嘉京子委員　事業者がこの方たちを選任したら、選任された人たちを専門家として皆さんは認めるわけですか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもとしては、適正に利用者のほうでそういう方々を選任していただけるものと理解しております。

○比嘉京子委員 こういうことで議論するのは全く意味はないと思うのですが、皆さんが専門家等の意見を聞きながら、例えば外部から持ってくる土砂においては場所もどこからどれぐらいの量をとるのかも決まっていない、その場所を特定した時点で専門家等の意見を聞いて対処した上で持ってくるのだとずっと言ってきていますよね。そのときの皆さんが指摘している専門家とは誰を指しているのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもがそのような専門家を探してくるというわけではございません。当然、事業者の方々が学識の経験者あるいはいろいろな専門の研究者の方にお問い合わせをして、そういった方々からの指導を受けるということで理解しております。

○比嘉京子委員 私は、皆さんが専門家を特定するとは言っておりません。皆さんが指している専門家と皆さんが期待している専門家というものは、先ほどから事業者が決めているのだと、確かにそうです。しかし、事業者が決めた専門家というものはこういう人たちですけれども、その人たちも皆さんが言う専門家に入るのですよねと聞いたら、わからないということですか。

○末吉幸満土木整備統括監 当然事業者においてそういった専門的な学者、あるいは研究者というものを選任してくるものと理解しております。

○比嘉京子委員 皆さんの言う専門家というものは誰かはわからないわけですか。では、視点を変えて、皆さんが国土交通省一国交省に電話で回答を求めている事項があったと思うのですが、どういう項目をお聞きになったのかということをお聞きします。

○末吉幸満土木整備統括監 問い合わせの内容ですが、まず1番目に、承認基準は法で定められており羈束裁量であるか。2番目に、県が法に基づき審査基準を定めたことについて。3番目に、免許の場合と承認の場合の知事の裁量についてということで問い合わせをさせていただいております。

○比嘉京子委員 ここでいう知事の裁量というものは、国交省はどのようにお

答えになりましたか。

○末吉幸満土木整備統括監 免許の場合と異なり、承認については、そもそも国は埋め立てをなす機能を有しており、知事の裁量は極めて小さいという回答でございました。

○比嘉京子委員 裁量は極めて小さいけれども、ゼロではないですよ。

○末吉幸満土木整備統括監 ほとんどないということで、議会の答弁のほうで土木建築部長が答えさせていただいております。

○比嘉京子委員 まず、その知事の裁量というところが非常に重要な問題だと思うのですが、国交省の電話回答の冒頭で、承認の事務は法定受託事務として地方の事情等に精通した都道府県知事が行うものでありというものが前置きにありますよね。では、なぜ国交省はそもそも埋め立てをする権利があるのですしたら、知事に承認を求めるのでしょうか。裁量のない知事にどのような判断を求めているのでしょうか。

○末吉幸満土木整備統括監 国交省の見解の前提になるのですが、承認の事務は法定受託事務として地方の事情等に精通した都道府県知事が行うものであり、今回の知事の判断が尊重されるようになるということで前提となっております。その前提で、先ほどの国は埋め立てをなす機能を有していることから裁量は極めて小さいということで答えております。

○比嘉京子委員 まず問題は、知事の判断や裁量が働く余地が排除されているのかいないのかをお聞きになりましたか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもが聞いているのは、先ほど答弁した範囲であります。

○比嘉京子委員 ほとんどないということはゼロだということですか。

○末吉幸満土木整備統括監 難しいのですが、ゼロではありません。ほとんどないということで理解しております。

○比嘉京子委員 これは免許よりは極めて小さいということは理解しますが、知事の裁量というものはどれほどのものかということが明文化されたものがあるのですか。どれくらい小さいかと書いてあるものはあるのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 それは私も見たことはありません。

○比嘉京子委員 それで例えば、皆さんが今言うような公有水面埋立法第4条第1項第2号の県の審査結果が現段階でとり得ると考えられる対策が講じられており、法に定められた承認基準に適合していると判断したと、皆さんは前提して聞いているわけですね。私はそれに問題があると思います。仮に、現段階でとり得る対策が講じられているとしても、環境保全の懸念が払拭できないことから承認基準に適合していると認めることはできないと判断した場合に、法律上の疑義が生じるかとお聞きしました。そうすると、それこそ知事の裁量の範囲となるという答えでした。そして、例えば名護市長の見解、公益性の一つと捉えて裁量の中に入れて考慮をしても法律上疑義が生ずるのかと聞いてみましたら、知事の判断ということになるかと。ですから、これは1個、2個ではありません。ゼロではないけれども非常に少ない、その少ない中皆さんは使おうとしたのか、しないのか。それが意図的なのか、どうなのかということもこれははかり知れませんが、私はこれまでに環境生活部が今でも疑義がある、今でも払拭できない、そして名護市長も今でも納得できないと。これは全部承認基準の中に適合していてもなおかつ総合的に判断するべしと書いてあります。それを総合的に判断するのであればできないのです。だから取り消しの陳情等が出てくるのだと思いますが、どうですか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもは審査の基準に適合しているので承認という判断をしたのであって、裁量の話とはまた別の話だと理解しております。

○比嘉京子委員 では、最後に朝からあります5年以内ということで、知事公室のほうですが、せんだって我々が参考人として呼び出した沖縄防衛局の企画部長の田中さんに、航空部隊と地上部隊の切り離しが可能でなければ普天間飛行場の5年以内の運用停止は成り立たないと考えるが、見解はどうなのかという質疑をしたわけです。それに対して田中さんがこう言っております。「政府としての考え方というものは、地上部隊の運用をサポートするための機能は米軍の運用上の要請として沖縄に必要であるということでは言われております。他方、知事が要請した5年以内の運用停止についてはどういう形で実現をしてい

くのかということについて現段階で確たるものはない」と答えています。まさに今一生懸命にこじあける努力をしている過程であるということはいずれのようですが、アメリカにおいてもその話は却下されているようですし、それから日本政府においても今のところまだまだ道のりが遠いというような答弁を我々も感じております。今の沖縄防衛局の答弁についてどういう御感想ですか。

○又吉進知事公室長 まず、沖縄防衛局は、直接県が参加している負担軽減推進会議において沖縄防衛局としてのコミットというものはほとんどないと思います。私どもは、負担軽減推進会議そのものは閣僚クラス、作業部会につきましては、各局長クラス、そして当方は副知事、副市長という形で議論をしている最中でございます。したがって、政府としては非常にトップダウンという形で取り組んでいると認識しております。また、アメリカの対応なのですが、運用側の司令官が否定的なことを言っていたというような報道がありましたが、先の負担軽減推進会議の中で沖縄の要望については米側に伝えて、米側としてもしっかりそれは聞いていると。これからどういう形で処理されるのかはわかりませんが、日米での議論が始まっていると認識しております。したがって、大変高いハードルではございますけれども、県としましては普天間飛行場の危険性の除去といったものを最優先の課題として日米両政府、とりわけこの負担軽減推進会議で求めていくということをやってまいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 1点だけ指摘をしたいのですが、海砂の問題で皆さんの処理概要で水深15メートル掘ると書いてありました。そして、せんだって環境調査で20メートル近いところにはみ跡があるという調査結果がありますが、それは御存じですか。

○松田了海岸防災課副参事 水深19メートルよりも深いところでジュゴンのみ跡があるということについては、せんだっての新聞、それからたしか去年の新聞かと思いますが、そういったところで確認されているということは承知しております。なお、水深15メートルよりも深いところというものは土木建築部で砂利を採取する際の条件として与えておりまして、かつ沿岸から1キロメートルよりも沖合で、かつ水深15メートルということですので、現在嘉陽沖等で確認されているような場所は砂利の採取の許可の範囲外ですので、そこで採取することは許可していないということになっております。

○比嘉京子委員 那覇空港滑走路と時期的に平行すると思うのですが、両方両立できるというお考えに立っているのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 これまでの海砂の採取量から判断すれば十分対応できるものと考えております。

○比嘉京子委員 年間の採取量というものはある程度限定があると思うのですが、私が那覇空港を見ますと年間の倍ぐらい砂利を必要としているのかなと思うのですが、それについても大丈夫という理解でいいのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 海砂利の平成11年度から平成25年度までの平均採取量というものが年間で約180万立方メートルです。それに対しまして、那覇空港が最大で使用するというものが1年で150万立方メートルということになっております。ただ、昔、平成11年度で最大480万立方メートルの採取を行っておりますので、対応は可能だということで考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 1点だけに絞って質疑をさせていただきます。

3ページの陳情平成24年第129号の2、21ページの陳情平成25年第25号の2、37ページの陳情平成25年第76号、71ページの陳情第21号について。これはほとんど枯れ葉剤についての陳情ですが、ダイオキシンを含むと言われる枯れ葉剤等により人的汚染にかかった場合の症状というものはどういったものがあるのでしょうか。

○国吉秀樹保健衛生統括監 急性的には余り特異的なものではありません。長期的には発がん性ですとか、あるいは奇形ですとか、アメリカの退役軍人者に認定されたものの中には2型の糖尿病といったものも認定されているようございます。

○仲田弘毅委員 これは急性的に発症するものではないということなのですが、類似的に人的症状みたいなものが報告されておりますか。

○国吉秀樹保健衛生統括監 県では、平成20年の11月に全市町村に対して枯れ

薬剤の影響と考えられるような身体の不調、そういった症状のある方はいませんかという問い合わせをしたところ、全ての市町村においてそのような相談の事例はないということでした。

○仲田弘毅委員 知事も含めて県執行部はやはり米軍基地の過重な基地負担をなくしていくという一つの大きな目標を持って基地の早期返還、あるいは縮小を訴えているわけですが、先ほど呉屋委員からも意見がありましたように、西普天間住宅地区がそろそろしっかりと返還されていくという中において、例えば沖縄市のサッカー場みたいにたまたま発見されたからよかったように、あれがそのまま発見されなかった場合、大変厳しい状況になったと思うのですが、なぜ沖縄市諸見里のサッカー場のドラム缶が発見されたのか、ドラム缶がどのようにして発見されたのかについてももう一度説明をお願いします。

○大浜浩志環境企画統括監 沖縄市サッカー場の芝を張りかえるということですが、去年4月ごろから工事に入ったのですが、その中で平成25年6月13日にドラム缶が一部から発見されたということの報告を受けて我々のところではいろいろ対策を始めているというところがございます。

○仲田弘毅委員 そのサッカー場を整備する段階で、磁気探査等を含めてそういう調査は行われなかったのですか。

○大浜浩志環境企画統括監 先ほどの知事公室長の答弁からもありましたけれども、その調査についてはこちらのほうでは把握できていないということと、平成8年に造成したときのものについても情報がないということがございます。

○仲田弘毅委員 このサッカー場の敷地は、もともと米軍基地の中にあつたのでしょうか。

○大浜浩志環境企画統括監 嘉手納基地の中にあつたということのようです。

○仲田弘毅委員 米軍基地の中にあるということは、例えばそこを整備するときにはくぼ地だったところにドラム缶を不法投棄してそのまま埋めてサッカー場、あるいは整地して何かに使っていたという可能性も考えられないわけではないわけですね。

○大浜浩志環境企画統括監 今回の全面的な調査で地歴調査というものがされております。その中では、サッカー場の真ん中のほうを山にして両サイドくぼ地になっておりまして、これが昭和22年ごろの地形の断面図にあります。それからサッカー場にするにしたがって、その山を崩してくぼ地を埋めて整備されており、そのくぼ地があったところからドラム缶が発見されたといういきさつになっております。

○仲田弘毅委員 昭和22年となりますと、66カ年前です。そして、現在みたいに産業廃棄物の不法投棄云々ということもほとんど関係のない時代ですから、ごみを捨てるにしてもどんどん低いところへ捨てていって、昔の貝塚みたいなものができた可能性もあるわけですよ。今後、西普天間住宅地区が返還されていくということに対して、このような磁気探査も含めて完全なる本当の意味で十分住宅地として、あるいは病院医療事業部も来るような状況ですから、琉球大学病院等も含めてしっかりとした調査も行って沖縄県民に逆に還元ができるような体制で返還を求めていただきたいと思いますと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 今の仲田委員と重複するのですが、米軍基地返還地跡地の調査に関する陳情の中で、沖縄市のサッカー場で約1年前にドラム缶が発覚してまだまだ続く状態なのですが、その中でそういった現状が出た場合にもっと敏速に対応していただけたらなど。スポーツをしている方々からもそういった意見も多いのですが、その辺はどういった理由でこれが余り前に進まないのか、逆に進み方はこれが正常なのか、どういったことを改善すると敏速に対応できるのか。その辺がいまいち見えなくて、取り組みとして遅い感じを受けるのですが、その点についてはどうですか。

○又吉進知事公室長 実際にドラム缶が見つかったから時間がかかっているということと、さらに調査の段階でまたさらに見つかるということがございまして、今のような状況になっていると思います。現在の状況が早いか遅いかと言われますと、大変市民の不安が続いているという意味ではもう少し早くできないのかというものが一般論でございしますが、ただ徹底的にこれをやる必要があるということで政府、それと沖縄市が大変熱心でございします。それ

から県の3者でとにかくできることは全部やっていると。そして、蓋然性があるところは掘っていくというようなことをやっておりますので、もう少々時間がかかると考えております。

○又吉清義委員 本意では何を言いたいのかというと、沖縄市のサッカー場の今調査をしているところは約1万5000平米ぐらいかと思うのですが、そういったものを発見したら敏速に対応できるような法整備ができていなければそういった法整備もして敏速に取り組む体制を県としても国に対して要望するべきではないのかという感じがするのと、これから返還される西普天間住宅地区—8月15日から立入調査もできるのですが、具体的にこの返還跡地の調査事項というものは法的に何平米当たり何カ所やりなさいとか、こういった調査をやりなさいなどといった取り決めもあるのかなのか。例えば、そういった磁気探査機で調査をすることについてはおのおの独自でやるのか、その辺も何か取り決めとかはありますか。

○下地正之企画部参事 先ほども説明しましたが、跡地利用推進法第8条におきましては、返還が合意された駐留軍用区域の全部について、まず返還実施計画を定めるということでありまして、返還後は、当該返還実施計画に基づいて土地所有者に土地を引き渡される前までに駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染、不発弾の除去等の使用除去措置を講ずることが規定されているということでありまして。また、返還実施計画で定める内容は、例えば土壌汚染に関する調査でありますとか、水質汚濁防止法に基づく調査、あとは不発弾。それを環境法令にのっとり調査をし、その後その調査に基づいて国が講ずるべき措置について返還実施計画に定めるという規定になっております。

○又吉清義委員 今、企画部参事がおっしゃるように、返還日から支障除去期間というものは一応3年のスパンで行うのですが、例えばこの3年のスパンでこういったいろいろな環境を調査する、最低こういった項目はしないといけないというものがあるのかということと、例えばそういった埋蔵物が見つかった場合に何平米に関して1カ所やるべきだといったことがあるのか、それはごく当たり前の調査をして、それで終わりなのかということをお聞きしたいと思います。そういうのが具体的にあるのかということです。

○下地正之企画部参事 返還実施計画で定める事項については、先ほどの法令に規定されているとおりでありますけれども、具体的に何平米に1カ所とかそ

ういった細かい規定が法律にあるわけではございません。それにつきましては、跡地利用協議会の中で沖縄防衛局も構成員の一員となっておりますので、その跡地利用協議会で、先ほども申しました資料と調査の状況も踏まえながら、協議しながら決めていくという状況でございます。

○又吉清義委員 最後に1点だけ。今みたいに跡地調査をしながら一支障除去期間というものは法的には3年というスパンなのですが、これがやはり完全ではない場合少し延びるなどの猶予がされるのか、その辺は3年で全てを行うためにそこで打ち切りなのか、その辺はどのようになっていますか。

○下地正之企画部参事 現時点で示されております返還実施計画の案では、この調査に取り組める期間は約2年から3年ということになっておりますけれども、これはもし状況に応じては延びる可能性があるのかもしれないし、また場合によってはもっと早目になるかもしれないということでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 74ページの陳情第22号について、75ページの記の1、ジュゴンに関することについて質疑します。きのうの新聞にジュゴンのはみ跡110本以上が確認されたという記事がありました。埋立予定地の中に110本以上のはみ跡があるということについて環境部の感想を伺いたいのですが。

○大浜浩志環境企画統括監 新聞の報道でございますけれども、110本のジュゴンのはみ跡が見つかったということで、その海域は辺野古崎の大浦湾の西側でございますが、そこで確認されたという形となっております。その地区につきましては、普天間飛行場代替施設建設事業の環境影響評価の中でも平成21年度に一応確認がされているところでございます。そして、事業者としては予測評価をしている内容で十分足りるということとなっております、我々としても一調査というものは一年一年で変わってくることもありますけれども、この110本がこういった形で確認されたのかということにつきましては、詳細を知りませんが、110本が確認されたということにつきまして事実であればその使われ方ということも少しあるのかなということは感じております。

○新里米吉委員 前にも事業者側からそこにはみ跡があるといったことがあっ

たといっても、110カ所以上もはみ跡があるということは恐らくこれまで我々も聞いたことがなかったですし、環境部も110本もはみ跡があるということはこれまで聞いたことなかったのではないですか。

○大浜浩志環境企画統括監 先ほど申しました平成21年の確認では21本という形だと思います。110本のはみ跡ということにつきましては一それを調査などでちゃんと見ておりませんが、110本ということについては使用の仕方というものは、使われているというところは見受けられます。これは、はみ跡としては確認されておりますので。

○新里米吉委員 県としても調査をされた方々からの報告を聞けば恐らく110本以上、あるいは111本のはみ跡ということがはっきりしてくると思うので、それがやはりそれだけあるということになると、その場所はジュゴンにとって非常に重要な場所、食事をする場でもありますし、生活の場でもあるということで、これまでの認識を上回る大事な場所ということになるのではないですか。

○大浜浩志環境企画統括監 そういう評価も含めて、事業者である沖縄防衛局のほうでしっかり対応をとっていただくという形になるかと思えます。

○新里米吉委員 これまで確認したことをはるかに上回るはみ跡があるということになると、ここは非常に重要な場所で、これから行われる調査、工事で事実上そこに近寄ってくるジュゴンを追い出す結果になる、あるいは追い出した上で近寄れないような状況になってしまう。これが懸念されますが、どうですか。

○末吉幸満土木整備統括監 事業者のジュゴンへの対応策なのですが、作業船が沿岸を航行する場合には岸から10キロメートル以上離れてということはお聞きになっていると思います。大浦湾の湾口から施工区域内に進入する場合は一定速度で沖合から直線的に進入するということと、一番大事な話なのですが、ジュゴンの監視警戒システムを構築して、ジュゴンが大浦湾内で確認された場合には水中音を発する工事を一時的に休止するなどの対策を行うということで申請書にうたわれております。

○新里米吉委員 今の話は何回も聞かされておりますが、この1カ月余りの調

査の中で110本以上もはみ跡が発見されたとなると、このような事業者側の発表ぐらいではジュゴンの保護ができるとはとても思えないです。恐らく環境の専門家からすると、これが事実だということになれば大問題です。少し気を使いますよというぐらいで、ジュゴンは音に敏感だと言われているので、そこで工事をしたり、工事のための船が来たり、それから反対運動をする人たちを追い出すための船が来たり、今言うような話でいろいろな船が入ってくることを阻止できないですよ。そして、そういう船が出入りすることはジュゴンにとっては大問題で、非常に警戒心の強いジュゴンですので一かつては私の出身地の近くでもジュゴンが泳いでいましたが、今は近くにも来なくなっています。昔は見た人がたくさんおりましたが、今は誰も見た人はいないです。それぐらい非常に敏感なのです。そのことからしますと、ここはもう一度環境に関する調査が必要になってくるかもしれないので、環境部も土木建築部もこのことについてはどうするのか、もう一度しっかり検討し直す必要があるだろうということをお指摘しておきます。

次に、82ページ、陳情第48号。吉の浦火力発電所上空をオスプレイが飛行しているということについては、県も把握していますか。

○又吉進知事公室長 ことしの5月19日に中城村長がみずからお見えになりました。オスプレイを含む米軍航空機等の吉の浦火力発電所周辺上空の飛行を回避するよう米軍及び外務省、防衛省への申し入れについてという形の要請を受けております。

○新里米吉委員 把握していますかと聞いているのです。

○又吉進知事公室長 把握をしております。

○新里米吉委員 この要請文の中には、久場、津覇が通報点に設定されているということですが、それも皆さんはわかっていますか。

○又吉進知事公室長 承知しております。

○新里米吉委員 通報点になっているということは、久場や津覇あたりを飛行しているということですよ。

○又吉進知事公室長 飛行のポイントとしてキロ・ポイントと呼ばれるとこ

ろ、それからタンゴ・ポイントと呼ばれるポイントがございまして、そこを飛行するに当たり、今おっしゃった地域の上空を飛んでいるという実態があるようでございます。

○新里米吉委員 久場や津覇あたりだと普天間飛行場からそこへ行くとなると、必然的に中城城址の近くを飛ぶのだらうと思うのですが、それはどうですか。北中城村の荻堂あたり、あるいは大城あたりを飛んではいませんか。

○又吉進知事公室長 防衛省が行った場周経路の調査のチャートを見ておりますが、委員がおっしゃったような飛行というものも存在するようでございます。

○新里米吉委員 荻堂あたりも相当うるさいという話がありますから、恐らく荻堂から大城にかけて中城城址の近くを飛んでいるのだらうと思います。そうしないとそこには行かないだらうと思っています、線を引いていくと。前にも少し話をしましたが、アメリカの州でありますハワイとかでしたら恐らくそういうことは許されないだらうと思います。もう御存じのように、ハワイ島のカメハメハ大王の生誕の地が1.5キロメートル先にあるということで、その飛行場のオスプレイの訓練が中止されるということがあるのですから。世界遺産ですからね、中城公園は。その近くを沖縄では平気で飛ぶということが行われていいのかと、我々からすると非常に腹立たしい、まさに二重基準が行われているということになるのだらうと思います。これは、県に質疑をしても恐らく答えようがないと思うので言いませんけれども、そういう問題点を抱えているということを指摘しておきます。

次に、5年以内の運用停止について、実はこの間の一般質問で私はこういうことを聞きました。普天間飛行場の5年以内運用停止とは、5年以内にヘリコプターや固定翼機の飛行停止と完全な機能停止と理解してよいかと質問しました。そうですと言えればいいのに言わないのですよね、皆さんは。何と言ったか。

「航空機の運用による騒音危険性及び不安といった負担が取り除かれ、周辺住民が安心して暮らせる状態を求めています。」と。何を言っているのかよくわからないような、きょうも最初にそのような質疑をして、後の玉城委員の鋭い追及の中で出てきた答弁は、結局私がこの間質疑したこの質疑内容とほぼ同じだと思いました。まともな答弁、県民が聞いてもわかりやすい答弁、最初の答弁は県民が聞いても全然意味がわからない。きょうは、しかし、知事公室長がそのことを認めて、5年以内の運用停止についてヘリコプターも飛行機も飛ばないという状況をつくっていくのだと、そしてそのことについて政府に提起

をして交渉しているということですから、まともな姿勢での交渉をしているのだなと思いました。ところが、本会議場ではできるだけそれを言わないようにしようという努力を皆さんがやっているというのが非常にはっきりしてきました。きょうはこれだけはっきり言いましたので、それはそれで非常に内容がわかりやすくなったと言えます。それとの兼ね合いで、実は2月議会でこのような質疑をしました。日米両政府は辺野古の基地建設は9.5年としている。5年以内に運用停止するのであれば、辺野古に基地を建設する必要はないということに質疑したら、このときも皆さんの答弁はこれまた非常にわかりにくかったです。「日米両政府は普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設するとしております。しかしながら、統合計画では9.5年以上の期間を要するとされております。県としては、移設計画の進捗にかかわらず、普天間飛行場の危険性除去が喫緊の課題であることから5年以内運用停止の実現を求めたところであり、普天間飛行場負担軽減推進会議を設置したところであります。」と。何を言っているのかわかりません。私の質疑にはまともに答えてはいない、経過説明をしています。5年で完全に停止状態になれば辺野古は要らないのではないかという質疑をしたら、「5年以内運用停止の実現を求めたところであります。普天間飛行場負担軽減推進会議を設置したところであります。」など、聞いていてもまともに答えていないなと思います。今聞いていてもそう思いますよね。こちらの質疑にはきちんと答えていないという状況がこれまであります。そこで、玉城委員の質疑・答弁との関係で、これまで政府が盛んに沖縄側に説明してきた一体化論、地上部隊とヘリ部隊、飛行部隊との一体化論。これを突き崩す必要があるということをおっしゃっていたわけですから、その論理構築を皆さんはやっていますか、あるいはできていますか。

○又吉進知事公室長 今の委員の質疑は、機能停止から始まって、そこで委員なりに私どもの答弁をきちんと理解していただいて論理を積み上げていった結果だと考えておりますが、少しその過程の中であえて申し上げますが、この一体化論、先ほど玉城委員の質疑にお答えしましたがけれども、今政府と一体化論を見直したい—突き崩すという表現をしましたが、この会議で求めている航空機が飛んでいない、目に見えていないという状態といいますか、そういったものを目指すために当然一体化論を突き崩す必要があるだろうという趣旨で言ったわけでございます。しかしながら、その一体化論をいかにして見直していくのか、一体化論と運用停止状態の関係というものを政府と県の間で十分議論をしていく必要がありますし、また、しているところでございまして今の段階ではお答えできない、そういう趣旨の答弁をしたと思います。

○新里米吉委員 私は中身を説明してくださいと言っているわけではありません。私が今言っていることは、そのためにはこれまで政府が述べてきた一体化論に対して、こちらはそれを突き崩す論理構築をして政府と協議をしていかなければならない。そういう協議をしていかなければならないのであれば、当然沖縄県庁内において皆さんで集まってそういった論理構築、理論構成を行って政府と交渉しなければならない、協議をしていかなければならないわけですよ。どうですか。

○又吉進知事公室長 今おっしゃる論理構築という物の捉え方が違うかもしれませんが、県は県なりの論理を持って政府と交渉している、これは確かでございます。

○新里米吉委員 そういった論理構築が私と一致しているのかどうかというのは、私は中身を見ていないのでわかりません。だから、論理構築をしなければ交渉に臨めないわけですので、皆さんも知事公室、基地対策課などを中心としてその研究をし、内部で理論構築をしていなければ当然政府に物言いをしたときにかみ合わないですし、あるいはこちらから説得のしようがないですよ。中身を聞いているのではなくて、そのことをきちんとやっていますかということ聞いています。

○又吉進知事公室長 いかなる交渉においてもしかなるべき論理を持っているということであれば、そのとおりでございます。

○新里米吉委員 最初に戻りますが、沖縄側が理論構成をして政府にそれを訴えて5年以内の運用停止が実現した場合には、先ほどから話がありますように、そして私が2月議会でも述べたように、辺野古に移設する意味がなくなってくると。5年以内に運用停止をして沖縄にヘリコプターがない状況がつけられて一県外なのか、一部国外なのか、どこに行くのかはわかりませんが、そういう状況になって普天間周辺でヘリコプターも飛ばない、固定翼機も飛ばないということが起きたときに、それから4.5年ないし5年ぐらいたって辺野古をつくってそこに移すという意味がなくなってくるわけですよ。そうしますと、5年以内で外へ出たらむしろその時点で辺野古埋め立て中止を求めるべきだと思うのですが、どう考えていますか。

○又吉進知事公室長 先ほど来から申し上げておりますように、まず県といたしましては県が求める5年以内の運用停止といったものに対して、県は県の論理を持って政府に対してぶつけていくということで作業をしております。ただ、その先に委員がおっしゃったような事態が起きるのかどうかについては、今そこまで議論が進んでおりませんので、今の段階で県からお伺いすることはできないということでございます。

○新里米吉委員 5年以内運用停止に余り自信を持っていないのですか。

○又吉進知事公室長 自信という次元でお話をする話かどうかわかりませんが、先ほど来申し上げているように、これが簡単ではない、今ある意味で困難であるというぐらいのハードルでございます。したがって、県としましては理論構築も含めまして宜野湾市とも話し合いをしながら、あるいは普天間飛行場の現状も客観的に見ながら政府に対して最大限の負担軽減を求めていくということでございます。

○新里米吉委員 きょうは少し実りのある議論があったかと思います。5年以内運用停止ということは、ヘリコプターや固定翼機等の飛行が停止して、そして飛ばない状況で住民が安心できるということの意味だということがはっきりしてきましたので、これはこれで内容的には非常にわかりやすく意味のある質疑になったと思っています。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題

の調査及び対策の樹立に係る3月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、新しく就任した大城刑事部長及び當山交通部長から挨拶があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

大城盛重刑事部長。

○大城盛重刑事部長 平成26年3月から平成26年6月末までの米軍構成員等による事件の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は、9件7名でございます。罪種別では、窃盗事件が7件5名。公然わいせつ事件が1件1名。住居侵入事件が1件1名となっております。

検挙した被疑者につきましては、那覇地方検察庁に送致しております。

以上で、御説明を終わります。

○新垣清涼委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

當山達也交通部長。

○當山達也交通部長 本年3月以降の米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

米軍構成員等による交通事故につきましては、本年3月から5月までの間に、37件の人身事故が発生し、前年同期と比べ19件、33.9%減少しております。

なお、死亡事故の発生はありません。

以上で、御説明を終わります。

○新垣清涼委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、3月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 まず、刑事部長にお聞きしますけれども、皆さん方は検挙をした後で処置としては送検をするということになりますね。そのときに起訴された件数は何名ですか。

○大城盛重刑事部長 この期間で起訴された件数はございません。

○嘉陽宗儀委員 これは、皆さん方は事件性があるということで検挙もして送検をしているはずなのに、1件もないということは異常ではないですか。

○大城盛重刑事部長 警察は事件を捜査して送致するわけですがけれども、起訴をする、しないということは検察庁の権限でございまして、警察として答えるべき立場にないと考えております。

○嘉陽宗儀委員 それはわかって聞いています。問題は、皆さん方は誤認逮捕でない限り当然これは事件を送致して起訴もして、きちんと国内法で裁かれるべきだという認識のもとに皆さんの一連の行動があると思うのですが、1件も起訴がないということは異常ではないですかと。今は感想を聞いていますが、どうですか。

○大城盛重刑事部長 起訴する、起訴しないということは検察庁の立場で判断されているので、それに対して答弁できる立場にないと考えております。

○嘉陽宗儀委員 少し質疑を変えますが、皆さん方が検挙したいろいろな事件については、当然犯罪だという認識で逮捕して送検もしたのですか。

○大城盛重刑事部長 そのとおりでございます。

○嘉陽宗儀委員 そうしますと、なぜそうなるのか、皆さん方が誤認逮捕をしたのか、検察庁が米軍をかばってやらないのかのいずれにしかないとと思いますが。少なくとも主権国家なので、日米地位協定の問題もいろいろある中で最小限沖縄県警が筋を通して逮捕、送検したことについては、起訴にこぎつけるような努力を皆さん方なりにしないといけないと思いますが、どうですか。そういう制度的、法的なものは知っていますが、知った上で異常だと言っているわ

けで、皆さん方も異常だと考えてもらえればいいのですが、それも言う立場にないみたいですので言いません。

次に、交通の関係で何件検挙をして、送検したのは何件ですか。

○**當山達也交通部長** 米軍構成員等の道路交通法違反の検挙状況についてお答えいたします。ことし3月から5月までの間の総検挙件数は693件。前年の同期に比べまして207件増加しております。

○**嘉陽宗儀委員** 交通裁判でこれについて罰金刑を科せたとか、罪になったものは何件ありますか。

○**當山達也交通部長** 道路交通法違反のほとんどにつきましては、切符処理でございます。その他逮捕の事件もございしますが、その結果についてはまだ把握はしておりません。

○**嘉陽宗儀委員** まだ結論が出ていないということですか。

○**當山達也交通部長** 県警のほうでまだその結果を把握していないということでございます。

○**嘉陽宗儀委員** いつになったらわかりますか。

○**當山達也交通部長** 結果につきましては、検察庁のほうから一定期間経過をして通知が来ることになっておりますので、その通知が3月から5月に関しては今のところ届いていないということでございます。

○**嘉陽宗儀委員** では、その前については検察庁から通知が来たものがあるのですか。

○**當山達也交通部長** ただいま手元にデータは持ち合わせておりません。後ほど御説明をしたいと思います。

○**嘉陽宗儀委員** 国会でもこのことについて問題視していましたが、ほとんどないです。少なくとも今の日米地位協定が県民を守るためのものではなくて、アメリカ軍を守るために犯罪があっても無罪放免になるケースが非常に多過ぎ

ます。ただ、県警自身は頑張っていると思います。検察庁や警視庁でもいろいろやっていますが、上のほうがやはり政治絡みで皆さん方が頑張ったけれども罪にならないと。しかし、そのことが米軍の沖縄に滞在するときの意識に何か与えていませんか。沖縄では捕まっても何も処罰されないということにつながっていませんか。

○**當山達也交通部長** 県警としましては、米軍構成員等の交通絡みの事件・事故にかかわらず、県民も含めて法と証拠に基づいて処理をしておりますので、その結果に基づいて今度は検察庁のほうでも同様に法と証拠に基づいて判断されているものと理解しております。

○**嘉陽宗儀委員** これ以上追及してもしようがないのですが、私の隣近所にもアメリカ兵がアパートを借りていろいろわめきます。そして、上半身は裸になって、その辺の通行人たちも怖がっています。そういうものはどうしますか。

○**大城盛重刑事部長** そのように騒いでいるとか、迷惑をかけているのであれば、普通であれば110番通報をして警察官が処置をするということでやっております。

○**嘉陽宗儀委員** 地元の警察に協力してもらっていろいろとやったことがありますが、これもなかなか難しいです。刑事部長の仕事ではないと思いますが、アメリカ兵に対する基地外居住の法的根拠などがありますか。

○**大城盛重刑事部長** 本件につきましては、警察の立場で答えるべきものではないと考えます。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○**又吉清義委員** 今、交通違反が693件、207件増ということなのですが、例えばこの交通違反で短期滞在型の方でよくこのような車を持つ方がいると。例えば無車検、無保険、そういった方が結構多いと聞いていて、こういうものは早急に直しなさいということでもいろいろ嚴重注意もあったかと思いますが、今693件の中にもまだまだそういった保険も入らない、車検も切れている、そして他人の車を勝手に持っているなどといった車両もあるのならば何%ぐらいあるの

かということですが、どうですか。

○**當山達也交通部長** 先ほど御説明しました693件の内訳の主なものを御説明して今の質疑にお答えすることとしたいと思います。まず、飲酒が9件、速度違反が256件、信号無視が33件、駐車違反が8件、そしてバスレーンなどの通行禁止、通行帯違反の禁止が203件でございます。その他が193件ということで、このその他の詳しい内訳については今手元にデータがございませんので、今の無車検、無保険の違反があるかということについてそのままお答えすることはできませんけれども、担当者としては余り無車検、無保険の違反の検挙というものは記憶がないということです。

○**又吉清義委員** ということは減っているということで、いいことかと思うのですが、過去20年前からのデータを見てみたらこういうことが結構多かったものですから驚きました。そして、今693件の中で気になるのは、バス専用レーンについて周知徹底を米軍にすることはかなり厳しいかと思いますが、どのようにやっているのか。観光客もよくひっかかって不平不満を出すものですから、皆さんはその辺の周知徹底をどのように行っていますか。

○**當山達也交通部長** 米軍関係では、米軍のほうで施設外の運転をするための許可証というものがございしますが、それを取得する際に日本の道路交通法の説明を受けると。そして、当然県内のバスレーンなどの説明も受けていると理解しております。あわせて、県警でも理解を深めるために米軍施設内にいわゆる出前の交通安全教育ということをやっております、隊員の皆さんにはバスレーンも含めて県内の交通ルール、交通法規というものを説明をしているところでございます。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 先ほど、刑事事件で全体で9件7名。窃盗7件5名ということがありましたが、7件で5名ということは複数回やっている人がいるということですね。

○**大城盛重刑事部長** 余罪というものがございまして、1人で3件をやったとか、そういったものがございます。

○新里米吉委員 3件もやって事件送致されないわけですか。

○大城盛重刑事部長 これは、事件送致はしておりますが、不起訴になっているということでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 以前、窃盗内容を聞いてみたら、コンビニエンスストアへ行って軍属の子供たちがのぼりを窃盗したとか、あるいは軽微といったらおかしいのですが、純粋な米兵ではなくて子供たちがいたずら半分で窃盗を繰り返していたということを聞いたような感じがしましたが、今回の7件5名の年齢やわいせつ3名の年齢や状況はどうなのでしょう。

○大城盛重刑事部長 窃盗だけですか、全体ですか。

○仲宗根悟委員 窃盗5名の年齢ですとか、今申し上げたように子供たちが絡んでいるのか。そしてまたわいせつ3名とあるのですが、その年齢や侵入も含めて純粋な兵隊というものがどれだけ入っているのかなと思っているのですが。

○大城盛重刑事部長 1人だけ成人で残りは全部少年でございます。

○仲宗根悟委員 以前、軍の中での事件・事故に対して抗議要請で行ったときの説明によると、皆さんどういった教育をされていますかということに対して、新兵の教育の仕方、それから新しく沖縄に赴任をしてきたファミリーを対象とした教育のカリキュラムをとっているのだという内容を話しておりましたが、もちろん少年であろうが兵隊であろうが沖縄はこういうところだと、ある一定程度のレクチャーを受けながら生活をしているということによって理解しているのでしょうか。

○大城盛重刑事部長 米軍においても、沖縄に赴任するときに対する教養として法律違反になる事項ですとかそういう教養をやっていると聞いております。それとまた、県警でも兵士等に対する交通安全講話でありますとか、アメリカ

ンスクールにおける交通安全学習等の授業をしているところでございます。

○仲宗根悟委員 先ほど、又吉委員から質疑のあった道路交通法違反の256件がスピード違反だと、それから203件が通行帯禁止、あるいは進入禁止、そして33件も信号無視があると。私も那覇市から読谷村の間を行き来している間にスピードを出しているYナンバーが多いと、相当マナーが悪いなど。またあるいは、信号が変わっても平気で進入してきて、ひやっとしたことが何度もありました。先ほど、教育のほうは出向いてやっている部分もあるというお話なのですが、私たちは免許更新ごとにいろいろな形で講習を受けますが、そういった形での彼らの運転マナーと申しますか、あるいは道路交通法に対しての知識や認識というものが免許の更新ごとにそういった機会があるのかどうかについてはどうですか。

○當山達也交通部長 県警で米軍構成員等の交通違反などの検挙があった場合には、県警から米軍の憲兵隊へ通知をしておりますので、米軍内部で所要の措置を講じているものと理解しております。

○仲宗根悟委員 一般ドライバーの3年に1回、あるいは5年に1回の免許更新のような講習というものは彼らにもあるのでしょうか。

○當山達也交通部長 特に、更新があるということでは県警のほうでは理解はしておりません。

○仲宗根悟委員 ライセンスをいただいてから日本並みの更新のあり方というものは一今、理解していないとおっしゃったのですが、これは向こうにはないということですか。

○當山達也交通部長 先ほど御説明しましたように、県警からの通知で累犯といえますか、何回も繰り返すような隊員についてはしかるべき措置がなされていると理解しております。

○仲宗根悟委員 累犯者に対しては通知をして何らかのしかるべき措置はしていると。ところが、一般的なドライバーの皆さんには日本並みの免許更新やそういった講習会というものはないということではよろしいですか。

○當山達也交通部長 そのとおりでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、3月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。
陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。
休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。
陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。
次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。
先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情39件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼